

ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画

素案

ふじみ野市

目次

I	計画の見直しにあたって	3
1	計画見直しの趣旨	3
2	計画見直しの背景	4
(1)	社会情勢の変化	4
(2)	国の動き	5
(3)	県の動き	5
3	ふじみ野市のこれまでの取組	6
(1)	ふじみ野市の取組	6
(2)	現行計画進捗状況評価	7
4	ふじみ野市の現状	18
(1)	人口等の推移	18
(2)	就業に関する現状	24
(3)	ふじみ野市の相談状況	26
II	計画の基本的な考え方	31
1	計画の目的	31
2	計画の位置づけ	31
3	計画の性格	31
4	計画の期間	31
5	計画の推進	32
(1)	推進体制	32
(2)	市民、事業者等との連携と協働	32
(3)	国や埼玉県、関係機関との連携	32
(4)	計画の効果的な進行管理	32
6	今後の取組をより良い方向にするための「評価」のあり方	33
III	施策の展開	37
1	計画の基本理念	37
2	計画の視点	38
3	計画の基本目標	39
4	計画の体系	42
5	具体的な施策	44
	基本目標 1 男女共同参画の意識づくり	44
	主要課題 1 男女共同参画意識の啓発	44
	主要課題 2 家庭における男女共同参画の促進	48
	主要課題 3 男女共同参画の視点に立った教育・学習活動の推進	51

主要課題4	多様性の尊重	53
基本目標2	男女がともに活躍できる環境づくり▶女性活躍推進計画◀	55
主要課題1	女性の職業生活における活躍の推進	55
主要課題2	政策・方針の立案・決定の参画促進	60
主要課題3	ワーク・ライフ・バランスの推進	62
基本目標3	あらゆる形態の暴力の根絶 ▶DV防止基本計画◀	64
主要課題1	あらゆる形態の暴力の根絶	64
基本目標4	社会参画の促進	68
主要課題1	地域・社会活動への参画促進	68
主要課題2	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	71
主要課題3	国際理解・協力における男女共同参画の促進	72
基本目標5	生涯にわたる健康支援	75
主要課題1	性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発	75
主要課題2	母性の保護と母子保健の充実	77
主要課題3	生涯を通じたところとからだの健康保持・増進	79
基本目標6	生活福祉の向上	81
主要課題1	次世代を育成するための環境づくり	81
主要課題2	困難を抱える家庭への支援の充実	86
主要課題3	ひとり親家庭の福祉の充実	88
主要課題4	高齢者・障がい児（者）福祉の充実	90

I 計画の見直しにあたって

I 計画の見直しにあたって

1 計画見直しの趣旨

ふじみ野市では旧上福岡市と旧大井町との合併後の平成19年度に「ふじみ野市男女共同参画基本計画」をし、平成24年の見直しを経て、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。また、平成27年10月には「ふじみ野市男女共同参画推進条例」が施行され、性別にとらわれることなく、互いに尊重し合い、誰もが自分らしく能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて各施策を進めてまいりました。

国においても継続的に取組が行われており、平成27年8月には女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」*が制定されました。また、平成27年12月には「男性中心型労働慣行の見直し」や「防災・復興における女性の参画」などを強調した「第4次男女共同参画基本計画」が策定されています。

しかしながら、個人の自由な活動を阻害する、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣習、社会制度は依然として根強く残っています。また、男女がともに家庭生活と仕事、地域・社会活動を両立しやすい環境の整備や性別に起因する暴力、人権侵害など多くの課題が残っています。また、共働き世帯の増加により、育児や介護への男性の参画や地域活動を両立するための環境整備など、様々な場面において取り組むべき課題があります。

そこで、これまでの施策の進捗状況や成果を踏まえて、改めて施策の方向性を確認し、取組の強化を行うこととし、男女共同参画社会の実現に向けて、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」を策定するものです。

*女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから平成28年に施行された法律。国・地方公共団体、従業員301人以上の大企業に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられ、地方公共団体（都道府県、市町村）は、国の女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（閣議決定）等を勘案して、女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することが努力義務とされました。

2 計画見直しの背景

(1) 社会情勢の変化

少子高齢化が進む中で、家族のあり方に対する考え方の変化や、未婚化、晩婚化、高齢者人口の増加などにより単身世帯が増加しています。また、出産・子育て・介護等による離職や非正規雇用での就業を選択する女性が依然として多いほか、ひとり親家庭の増加により、貧困等生活上の困難に苦しむ家庭が増えていることが問題となっています。

その中で政府は、平成 27 年に「一億総活躍社会」の実現をスローガンに掲げ、経済対策、子育て支援、社会保障の充実に向けた取組を打ち出しました。具体的な取組として、非正規雇用の待遇改善や長時間労働の是正などの働き方改革、女性の活躍促進などがうたわれています。

女性に対する暴力や人権侵害の問題については、多くの取組がなされてきましたが、被害は減少せず、凶悪な事件も起きています。平成 25 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」*が一部改正され、配偶者間の暴力に限らず、同居する交際相手からの暴力についても法の適用対象とされることとなり、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」*の一部改正により、新たに電子メールを連続して送信する行為が規制対象となるなど、取組の強化が進んでいます。

* 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成13（2001）年議員立法により制定。家庭内に潜在していた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護救済を目的とした法律です。平成16（2004）年には、「配偶者からの暴力」の定義の拡大や都道府県に基本計画の策定の義務化、平成19（2007）年には、市町村基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化などの改正が行われました。

* ストーカー行為等の規制等に関する法律

特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族などに対して行う行為を規定し、規制しており、平成25年の改正で嫌がる相手に執拗にメールを送信する行為も規制の対象になりました。

(2)国の動き

平成22年12月に策定された第3次男女共同参画基本計画では、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点が強調され、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）*を始めとする様々な取組が進められました。

平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、国・地方公共団体、従業員301人以上の企業の事業主に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられました。

そして、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」の4つの視点が強調されています。

(3)県の動き

埼玉県では、全国に先駆けて平成12年に制定した「埼玉県男女共同参画推進条例」に基づき、平成29年3月に「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的に推進しています。特に、女性の活躍推進に関して埼玉版ウーマノミクスプロジェクトなど特徴的な取組を行っています。また、女性に対する暴力の根絶に向けた取組は、同年に策定された「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」により推進されています。

男女共同参画関連施設としては、平成14年に「埼玉県男女共同参画推進センター（愛称・With Youさいたま）」が開設され、県が掲げる各施策の実施や県民・市町村の取組の支援を行っています。さらに平成20年に同センター内に子育て期の女性の再就職を支援するための「埼玉県女性キャリアセンター」が開設され、相談・職業紹介・セミナー等が行われています。

* ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます（男女共同参画社会基本法第2条第2号より）。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となります。

3 ふじみ野市のこれまでの取組

(1) ふじみ野市の取組

平成17年10月の合併後（旧上福岡市と旧大井町）、平成19年度にふじみ野市として初めて「ふじみ野市男女共同参画基本計画」（計画期間平成20年度から平成29年度までの10年間）を策定し、「だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野」を基本理念として6つの基本目標を掲げ、各種の施策を推進してきました。ただし、社会の環境変化などに対応するため、施策・事業の達成目標は5年を見通して設定し、進行管理を行ってきたことから、平成24年度に新たに「DV防止基本計画」を含めて計画の見直しを行いました。

平成26年4月には、「配偶者暴力相談支援センター」を開設し、女性のためのDV・総合相談等の充実を図りました。

平成27年10月には、「ふじみ野市男女共同参画推進条例」が施行されました。

この条例は、市、市民、事業者の責務を定め、地域から男女共同参画社会の実現を推進するため積極的な役割を果たせるように、その法的な拠り所となるとともに、それぞれが進める主体的な取組を推進することにしています。

また、条例の実効性を高めるために、救済機関として苦情処理委員を置くことで、市が実施する施策に対して、男女共同参画の推進に反すると思われることがあった場合には、第三者機関である苦情処理委員へ申し出ることが出来る体制といたしました。これにより、市の推進体制を市民や事業者が直接的に見守ることができ、市の施策推進がより良い方向へ進むことが期待されると考えています。

(2) 現行計画進捗状況評価

▶ 施策別数値目標の達成状況

「男女共同参画プラン」策定時（平成19年）に定めた市民意識調査結果に関する数値目標の達成状況は次の通りとなっています。

指標	調査項目 (概要版掲載ページ)	平成19年度 結果	平成24年度 結果	平成29年度 結果	平成29年度 目標	達成状況 (目標値比較)
① 性別役割分担意識解消の浸透*1	「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に「同感しない」と回答した人の割合	43.8%	—	36.6%	60%	×未達成 (-23.4ポイント) 平成19年度比 7.2ポイント↓
	男女の役割分担について「男女とも仕事をして、家事・育児も男女で分担する」と回答した人の割合	—	48.2%	50.2%	—	平成24年度比 2.0ポイント↑
② 男女の地位の平等感の浸透	『社会全体』の男女の地位が「平等である」と回答した人の割合	15.5%	16.1%	13.8%	25%	×未達成 (-11.2ポイント)
③ 市の男女共同参画計画の浸透	ふじみ野市男女共同参画基本計画を「知っている」*と回答した人の割合	—	26.6%	29.8%	50%	×未達成 (-20.2ポイント) 平成24年度比 3.2ポイント↑
④ 男性の子育てへのかかわりの推進	子育て中の男性で自身の子育てへのかかわりが「十分である」と回答した人の割合	4.9%	1.7%	13.8%	15%	×未達成 (-1.2ポイント) 平成24年度比 12.1ポイント↑
⑤ 男女ともに高齢者等の介護を分担する意識を高める	高齢や障がいなどで介護が必要な人の世話を「男性と女性でともにやるのがよい」と回答した人の割合	56.6%	55.4%	68.2%	65%	◎達成 (3.2ポイント) 平成24年度比 12.8ポイント↑

*1 指標①は平成19年度と平成24年度で設問内容を変更したため、それぞれ比較しています。

*2 「内容を知っている」と「聞いたことはあるが内容は知らない」の合計

▶ 平成24年計画見直しの際に新たに設定した数値目標

平成24年の計画見直し時に定めた数値目標の達成状況は以下の通りとなっています。

目標値には、計画の最終年度である平成29年度に達成すべき値を掲げて施策を推進してきましたが、計画策定時に把握できる最新の値として、平成29年4月1日現在の値または平成28年度末までの値を用いています。

Ⅰ 計画の見直しにあたって

① 審議会等の女性委員の構成割合

平成 29 年度目標 : 35%					
24 年度実績 23.6%	25 年度実績 25.9%	26 年度実績 33.0%	27 年度実績 34.3%	28 年度実績 33.3%	29年4月1日現在 31.9%
対象審議会等数44 総委員532名のうち女性委員177名【33.3%】					
<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の女性委員の構成割合が目標値(35%)に満たない理由としては、必要な専門知識を持った女性の人材がない、分からない、関係機関推薦の枠では人選に関わることができないなどが挙げられている。 ・新たに調査対象になった審議会等の女性の登用率が低い割合にとどまっている。 ・女性委員が9割を超える審議会もある一方で女性委員が1名もない審議会等も8あり、バランスよく登用するための具体的な取組が今後の課題である。 					

▶ 今後の課題

全体として女性委員の割合が減っているため、知識や経験をもった女性の情報を庁内で共有し、人材を掘り起こし適所で活用できる仕組みづくりを進めていく必要がある。また女性委員が一人であったり極端に少ないと意見も出しにくくなることも懸念される。定員を削減したり、委員構成を変えるなど改善に向けた取組がなされなければならない。

② 女性管理職（課長相当職）の割合

平成 29 年度目標 : 10%					
24 年度実績 4%	25 年度実績 6.8%	26 年度実績 8.1%	27 年度実績 9.5%	28 年度実績 14.8%	29年4月1日現在 15.0%
女性管理職（課長相当職）14.8%（平成28年度《H28.4.1 定期人事異動時》）					
<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に沿った管理職への登用を目指し、意欲と能力のある女性職員の管理職登用を実施している。 ・平成28年4月に策定した特定事業主行動計画においては、副課長以上の女性管理職割合を平成31年までに25%とする目標を設定し、女性管理職のさらなる登用を進めていく。 ・平成24年度に設定した課長級以上の女性管理職割合は、平成28年度に達成することができたものの、一過性のものとならぬよう、継続的に女性管理職を育てていく必要がある。 					

▶ 今後の課題

係長級への試験制度や人事評価により、意欲と能力のある職員がチャレンジして管理職になれる仕組みを維持していく。それに加えて登用前段階の人への研修、職場内での育成（メンター制度）など、これから管理職になろうという職員の能力開発を行い、幅広い人材が管理職になれる仕組みが必要である。

現行の数値目標では課長相当職以上の割合を目標にしているが、特定事業主行動計画では、平成31年度までに副課長級以上の女性割合を25%以上とすることを目標としており、今後実績値との整合性を図り、人事担当と協議・調整を図りながら推進していく必要がある。

③DV 総合相談におけるコーディネート件数

			平成 29 年度目標：300 件		
24 年度実績 222 件	25 年度実績 416 件	26 年度実績 379 件	27 年度実績 450 件	28 年度実績 340 件	29 年度実績 —
DV 総合相談におけるコーディネート件数 340 件（平成 28 年度実績）					
<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 4 月 1 日に配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談体制を強化するため、相談日を週 2 日とし、女性相談員 4 名を配置した。 女性のための DV・総合相談 <ul style="list-style-type: none"> 相談日：毎週火曜日・木曜日、相談人数：1 日 5 人、相談時間：1 回 50 分 相談員：心理カウンセラー 1 名、社会福祉士 1 名、NPO*法人女性相談員 1 名、行政書士 1 名の計 4 名体制 支援方法：面談カウンセリング・助言・情報提供・心理ケアなど 平成 28 年度の DV 相談件数：女性相談員 55 件、職員 69 件、実相談者数 59 人 					

▶今後の課題

これまで DV コーディネート件数を数値目標としてきた。件数では目標とする 300 件を上回り、相談を必要とする人への援助は一定程度行き届いていることがわかる。

今後は、ニーズに応じてどのような専門家が必要か、または開設する時間やどの程度行ったらよいか等の相談体制を数値化するなど新たに目標設定を検討していく必要がある。

④まちづくり人材登録制度の女性登録者の割合

			平成 29 年度目標：35%		
24 年度実績 29%	25 年度実績 27.5%	26 年度実績 28.1%	27 年度実績 27.7%	28 年度実績 26.2%	29 年 4 月 1 日現在 26.2%
女性の登録者の割合 26.2%（平成 28 年度実績）					
<ul style="list-style-type: none"> 本制度の活用等により、附属機関における女性の登用を促進するため、「審議会等委員の委嘱に関する指針」を改正した。 					

▶今後の課題

制度が市民に浸透し、活用されるようにするには登録者がどのように活用され、活動しているか見えるようにする必要がある。また、登録の促進に向けた PR が必要である。

*NPO

「Non Profit Organization（非営利組織）」の略称。非営利の市民団体組織のことで、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。

Ⅰ 計画の見直しにあたって

⑤認可保育所の定員数

			平成 29 年度目標：2,330 人		
24 年度実績 1,580人	25 年度実績 1,580人	26 年度実績 1,600人	27 年度実績 1,830人	28 年度実績 2,199人	29年4月1日現在 2,325人
5市立保育所 530 人、18 私立保育園等 1,669 人、計 2,199 人（平成 28 年度実績）					
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児保育、一時保育、企業内保育など、多様化するニーズに対応できるよう、次世代育成支援対策、子ども子育て応援プランに基づき保育環境の整備充実を図った。 					
※平成 25 年度にプランの見直しを図った時点では、平成 29 年度の目標を 1,600 人としており、平成 27 年度の時点でその目標を上回ったが、随時現状を把握し、実態としての目標数値の修正を行っている。					

▶今後の課題

現状を把握し、積極的に認可保育所の定員増を図ってきた。今後は、認可保育所と基準が違う小規模保育も踏まえた保育環境の整備を図る必要がある。

⑥がん検診受診率（子宮頸がん）

			平成 29 年度目標：18%		
24 年度実績 18.8%	25 年度実績 19.0%	26 年度実績 20.1%	27 年度実績 17.9%	28 年度実績 16.9%	29 年度実績 —
がん検診受診率（子宮頸がん）16.2%（平成 28 年度実績）					
<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん検診 20 歳の女性にがん検診無料クーポン券を配布 ・乳がん検診 40 歳の女性にクーポン券を配布 ・広報、Fメール等による周知 ・元気・健康マイレージ事業のポイント付与を実施 					

▶今後の課題

クーポン券配布や広報など、PR 活動を行ってきたが、受診率が目標に達していない。検診の必要性を伝える啓発などに力を入れ、多くの人の受診機会を増やすことが必要である。

▶担当課による進捗状況評価の結果

これまでの施策の進捗状況を踏まえ、30年度以降の施策の改善に向けて、担当課において自己評価を行いました。

基本目標 1 市民意識の高揚**1 男女共同参画意識の啓発**

① 男女共同参画推進状況に関する調査・研究
平成27年度に外部委員によって構成される男女共同参画推進審議会が発足したことにより、計画と施策の進行管理に、より客観的な評価が加わり実効性が高まったといえる。今後は、進行管理と評価を踏まえ、男女共同参画社会に向けた啓発に努めていく。
② 意識啓発活動の推進
市役所ギャラリーや図書館など、人が多く出入りするところでの啓発活動、また市民や市民団体との積極的なかわりにより、市民ひとりひとりに男女共同参画の意識が浸透するよう心がけた。今後については、より一層市民の目と耳に触れる機会を持てる施策を検討する。
③ 男女共同参画に関する情報の収集・提供
市報については、紙面に限りがあるが、ホームページや市民向けメール配信サービスを積極的に利用して情報を発信しているなど、機会を捉え情報提供に努めている。 引き続き、市民に広く伝わるよう情報の発信に努める。

2 家庭における男女共同参画の促進

① 家庭・事業所における男女共同参画の促進
男女共同参画を進めるための啓発は、いかに多くの人の目に触れるかが課題となる。展示、事業等についてはできるだけ多くの人に足を運んでもらうため、各家庭に届く市報や事業所に提供する情報等を活用し、個人個人の手元に届く情報を充実させることを課題として検証したい。
② 男性の家事・子育て・介護への参加促進
子育て世代が集まり育児相談等をする場は利用者の増加にともない規模も拡大させていて、利用者の役に立っていると言える。ただ、男性の利用や男性に向けた学習となると、まだまだ足りない部分がある。理想としては、男性女性にかかわらず利用が増えて、同じ目線で子育て・介護にあたる意識を浸透させることが課題となる。

3 男女共同参画の視点に立った教育・学習活動の推進

① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
男女共同参画の視点を入れた全体計画、年間指導計画の進行管理を行い、各学校で効果があったかどうか検証が必要である。 学校においては、児童生徒を教育する教員のスキルが重要になるので、まず教員の意識に浸透させることが重要である。
② 生涯学習活動の促進
生涯学習や地域活動についての情報提供は一定のニーズがあり、実施している事業の効果も検証しながら今後も積極的に続けていく。市が行う事業についての保育の実施については、市民ボランティアに協力してもらっており、引き続き、有効な社会資源の活用を図る。

基本目標 2 働く場での男女共同参画の推進

1 女性の就労機会の拡大

① 男女の均等な就労機会の確保
視点として、①就労を目指すひとへの情報提供、②生活困窮状態を下支えして自立につなげる、③事業所における機会均等の取組があげられる。①、②についてはより細かい点に配慮して、取組の充実を図るが、③については市内事業所の現状を踏まえ徹底することの難しさがあることから、事業所への働きかけについては意識の浸透が図られるよう地道な啓発が必要と考える。
② 就業のための情報提供の充実
ふるさとハローワーク*（庁舎内）を開設し、ジョブスポットふじみ野*とあわせて求人や就労希望者への情報提供などにより支援の機会を設け、利用者のニーズに応えた。今後についても、そういった機会を増やし、さらなる支援を行っていきたい。
③ 再就職支援の充実
就業支援主管課である産業振興課の事業に加え、埼玉県女性キャリアセンターの協力によりきめ細かい支援等、各種事業を実施してきた。また、庁内にふるさとハローワークが平成28年2月に設置されたことから、就労範囲や希望者が市内に限らず広域になり、より広い範囲の情報や利用者の掘り起こしができるよう努めていく必要がある。
④ 労働相談事業の充実
庁舎内にふるさとハローワークが開設されたことで、市内居住者の求職活動の利便性が高まった。また、内職相談においても認知度が高まり利用者が増えているので、積極的な情報提供に努め、今後もより多くの情報提供と支援に取り組む。

2 男女ともに仕事と家庭を両立するための条件整備

① 働く男女を支援する社会的環境整備
国勢調査（平成 27 年）の結果からも、女性の年齢階層別労働力率が M 字型曲線を描く傾向は変わりなく続いている。 これは、出産・子育て等のために、女性が仕事か家庭かという選択を迫られているという状況に変わりがないことを表している。 働きながら子育てができる制度の整備や活用の促進、ワーク・ライフ・バランス*の推進など市、市民、事業者が一体となった取組を更に進める必要がある。

*ふるさとハローワーク

当該地域の住民の就職の促進及び利便性の向上を目的として、市役所内に設置しています。国と市との連携により職業相談、職業紹介のほか、パソコンでの求人情報の検索ができます。

*ジョブスポットふじみ野

主に生活困窮者等に対象者を限定し、利便性を高めて就労自立のための支援業務とハローワークの無料職業紹介等を一体的に実施するものです。

*ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいいます。ワーク・ライフ・バランスの実現は、就労の場をはじめさまざまな場で性別にかかわらず個人の能力を發揮できる社会を実現する上で非常に重要な課題となっています。

基本目標3 あらゆる形態の暴力の根絶

1 あらゆる形態の暴力の根絶

① ドメスティック・バイオレンス*に関する相談・被害者支援体制の充実

連携してDV職員対応マニュアルを適切に運用することにより、迅速かつ配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者の迅速な支援が求められている。実施にあたり重要になるのは、相談員や職員のスキルと適切な対応、危機管理意識である。DV支援にあたっては、関係各課が適切な支援ができる体制を執っていく。

② セクシュアル・ハラスメント等への対応

働く場としての市役所内の取組として、セクシュアル・ハラスメント*防止員を選任して庁内に配置し、相談受付体制を整えている。また、毎年職員を対象に研修を実施し、職員ひとりひとりがセクシュアル・ハラスメントを防止する意識の浸透に努めている。また、市民や事業所においてもセクシュアル・ハラスメントが起きないように、事業所への情報提供、啓発事業を実施して、意識啓発に努めていく。

*ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者間で起きる、殴る、けるなどの身体的暴力や、暴言をはくなどの精神的暴力、性的強要などの性的暴力、自由に使えるお金を一切渡さないなどの経済的に苦痛を与える経済的暴力等の行為のことをいいます。

*セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動により、相手に不快感を与えることや、相手の生活環境を害する行為をいいます。また、そのような言動に不快感などを示した相手に対して、自分の地位や立場を利用してさらに不利益を与える行為も含まれます。

基本目標 4 社会参画の促進

1 地域・社会活動への参画促進

① 地域・社会活動への参加促進

地域・社会活動を活性化させるためには、町会・自治会やコミュニティ活動のほか、共通の目的をもって活動する団体の活動が重要になる。いずれも市と市民・団体との意思疎通と連携が必要で、切れ目なくコミュニケーションを図り援助を続けていく必要がある。また、平時だけでなく災害時についても、男女共同参画の視点から市民が主体的に援助、活動していけるよう意識する。

2 政策・方針の立案・決定への参画促進

① 市の政策・方針の立案・決定過程への男女共同参画

市の政策等への女性の参画については、各担当課が所管する審議会等に積極的に女性を登用するよう毎年依頼している。女性の登用状況を改善させるには細かい働きかけが必要になる。

市役所内での女性の管理職への登用については人事課が積極的に取り組んでいて、数値として成果が見えてきている。

② 事業所の取組への支援

働く人としての女性の活躍、または登用については、ひとりひとりの意識に働きかけることが第一歩になる。市で行っている啓発事業や女性情報誌の発行により、男女共同参画、女性活躍推進の土台をはぐくむ意識づくりがなされている。また、働く場である事業所にも働きかけることが、女性の活躍・登用に直接結びつくものであると思うので、市から事業所に情報提供する際に、効果的な成果をあげられるよう工夫をする。

3 平和活動と国際理解・協力における男女共同参画の促進

① 国際理解・協力と交流の推進

現在市内に居住する外国籍の住民に対しての支援として、日本語習得や地域住民との交流といった機会を設けている。外国籍の人たちをサポートする各種事業の運営にはボランティアや民間NPO団体に携わってもらっている。地域住民の力を借りて成し遂げているものなので、市と団体等とのさらなる意思疎通を図り活動を継続させていきたい。

② 平和活動の推進

平成28年度は平和祈念事業を実施し、多くの市民の参加を得た。講演会のほか音楽コンサートなどを実施し、楽しみながらも平和を大切にする気持ちを伝えることができた。平和意識と男女共同参画とは結びつきにくいようにも思えるが、戦争時や過去の時代の女性の立場と、現在とこれからの男女の立場や役割を考えるきっかけになるものである。

③ 多言語に対応した地域生活環境の整備

外国籍市民が生活していくために必要な情報を得るにはホームページやガイドブックにより多言語で情報を発信することが有効である。ゴミ出しの仕方など日常的な情報や災害時など非常時における対応など、細かな情報提供を多言語で行えるようにしておく必要がある。

基本目標 5 生涯にわたる健康支援

1 性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発

① 性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発

妊娠や出産などの相談は保健センターが実施しており、また、学校では性の問題や児童生徒の体の発達段階に応じた教育が行われている。今後は、市民の生殖の悩みや不安に対応した相談体制を充実させていくことが課題である。

2 母性の保護と母子保護の充実

① 母性の保護と母子保健事業の充実

保健センターでは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っている。今後も妊娠期から出産後における母へのフォローや乳幼児への発達支援、虐待防止に向けた取組をさらに推進するため、組織体制の強化、関連する部署とのさらなる連携が必要である。

② 健康を脅かす問題への対策

児童、生徒への教育・啓発として各学校で保健学習の時間を設けている。また、保健センターでは、妊娠中のママとパパを対象に、パパママセミナーを実施し、喫煙やアルコールがもたらす胎児への影響等について教育の機会を設けている。

3 健康の保持・増進

① 健康づくり事業の実施

学校施設を開放し、市民の利用に供している。利用率は伸びているので、適正かつ効率的な管理をしながら多くの市民に利用してもらうようにしたい。元気・健康都市宣言を機に、市民の健康づくりをより一層推進するため、新たな取組として、市民の自主的な健康づくりを応援する「元気・健康マイレージ事業」を実施した。今後も市民一人ひとりが自分にあった健康づくりへの取組が習慣化されるよう、関係団体や関係部署と連携し、効果的かつ効率的な健康づくり事業の展開を図っていく。

② 健康管理に関する意識啓発

保健センターでは、市民の健康管理に関する意識啓発事業として、医師会・歯科医師会等の協力を得て、健康生活セミナー、がん予防セミナー、歯と口の講演会などの事業を実施し、市民の健康の保持増進につなげている。今後も、医師会等と連携し、生活習慣病予防対策の促進に努めていく。

③ 健康診査の充実と受診促進

がんの早期発見・早期治療により、がん死亡を減少させていくことが課題である。そのためにも、がんに対する知識の普及とがん検診の受診を促進する働きかけが必要である。また、健康診査については、メタボリックシンドローム及びその予備群を発見するとともに、保健指導により、生活習慣病の重症化を予防することで、医療費の適正化を図る必要がある。

基本目標 6 生活福祉の向上

1 次世代を育成するための環境づくり

① 子育て支援体制の充実
各地域に居住する子育て中の人たちの支援のため、拠点となる地域子育て支援センターのほか、出張相談も行き、きめ細かい支援を実施している。学齢児童や外国籍児童への援助についても実施しているので、引き続き体制を維持し、援助に努めたい。
② 青少年健全育成事業の充実
学校においては問題行動への連携した対処と進路指導の一環とした職場体験を実施している。校外においては他の子どもたちとの交流、レクリエーションの場を設け、中高生においては「居場所づくり」をして子どもたちの健全育成に取りくんだ。今後とも利用者の状況を見ながらより充実した取組を続ける。
③ 子育て家庭への経済的支援
私立幼稚園入園者への援助、学校の就学費、医療費、生活費等それぞれの経済的援助を実施している。制度に則り、また近隣市町の状況なども踏まえ、的確な支援を続けていく。
④ 障がい児のいる家庭の福祉の充実
障がい児への支援は、子育て支援課、学校教育課、障がい福祉課、保健センターなどそれぞれの分野にわたって連携して支援にあたっている。今後も切れ目なく、きめ細やかな支援ができる体制を維持していく。

2 ひとり親家庭の福祉の充実

① ひとり親家庭の生活の安定への支援
制度に基づき支援を実施するが、周知が届かず制度を利用できない世帯がいることが課題となる。周知とともに、対象者の把握を確実にできるよう取り組む。
② ひとり親家庭等の相談・緊急援助の充実
各家庭ごとに寄り添い、細かく把握して支援をするケースワーカーの業務が要になる。自立支援施策はひとつひとつの状況に応じた的確な判断が必要であるので、担当課をまたぐバックアップ体制も図っていく。

3 高齢者・障がい者福祉の充実

① 福祉サービスの充実
高齢や障がいのある方のニーズやサービスの需要は増えていく傾向があるので、担い手の確保が課題になる。また、利用する人が安心して利用できるよう窓口や相談体制の量的、質的向上が課題である。
② 地域生活基盤の確保
利用者それぞれのニーズを把握し、生活基盤から就労、そして自立へ道筋を示すことを意識して支援体制をとっていくことが必要である。

③ 生きがい活動支援

生きがいづくりとして、スポーツ等レクリエーション活動の実施と、就業、そして居場所づくりという観点がある。スポーツについては需要が高く、設備、利用方法を充実させてニーズに応じていく。就業と居場所づくりについては、高齢者、障がい者などそれぞれの状況に合わせた支援が必要となる。

4 地域福祉の充実**① 地域福祉組織の充実**

住み慣れた地域での生活、地域福祉の向上のため、民生委員・児童委員*や各団体の協力を得ていく。各委員、団体と市役所との意思疎通と協力体制により住民の福祉向上を目指していく。

② 市民生活をめぐる相談体制の充実

相談者が抱えるさまざまな問題に的確に対処し、解決に導く相談体制が必要になっている。相談員のみならず職員のスキル向上が重要になる。また、市の他の担当部署や社会資源の活用が重要であり、担当課間の連携をとっていくことが必要である。

③ 福祉情報の提供体制の充実

情報発信については、従来からホームページを活用しているが、近年のデジタルコンテンツの急速な発達により、メールやアプリといった、利用者に身近で速達性のあるツールを積極的に活用してPRしていく。

*民生委員・児童委員

民生委員は、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣からの委嘱により、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う方です。また、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う方です。

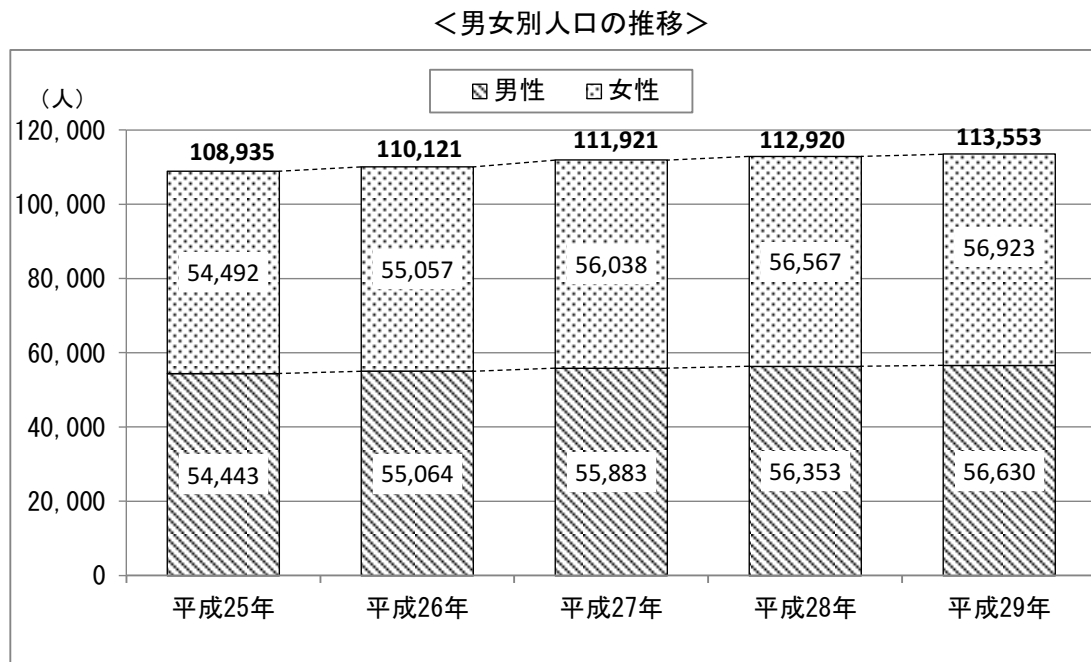
なお、民生委員は児童委員を兼ねることとされています。

4 ふじみ野市の現状

(1)人口等の推移

①人口の推移

市の人口は微増傾向にあり、平成29年1月1日現在、113,553人となっています。

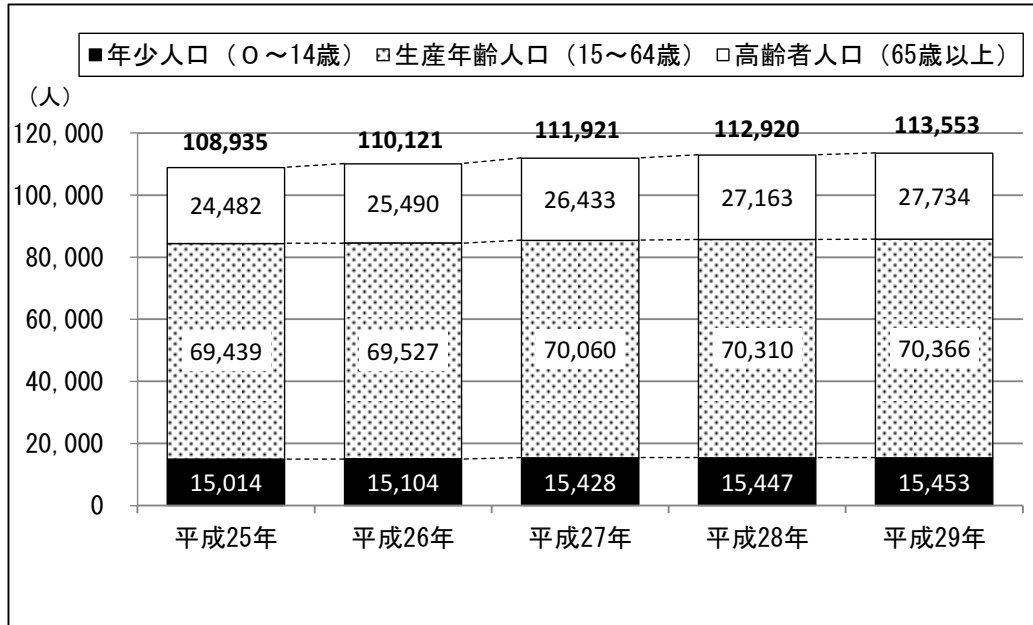


資料：住民基本台帳（各年1月1日）
※日本人及び外国人の数値

②年齢3区分別人口の推移

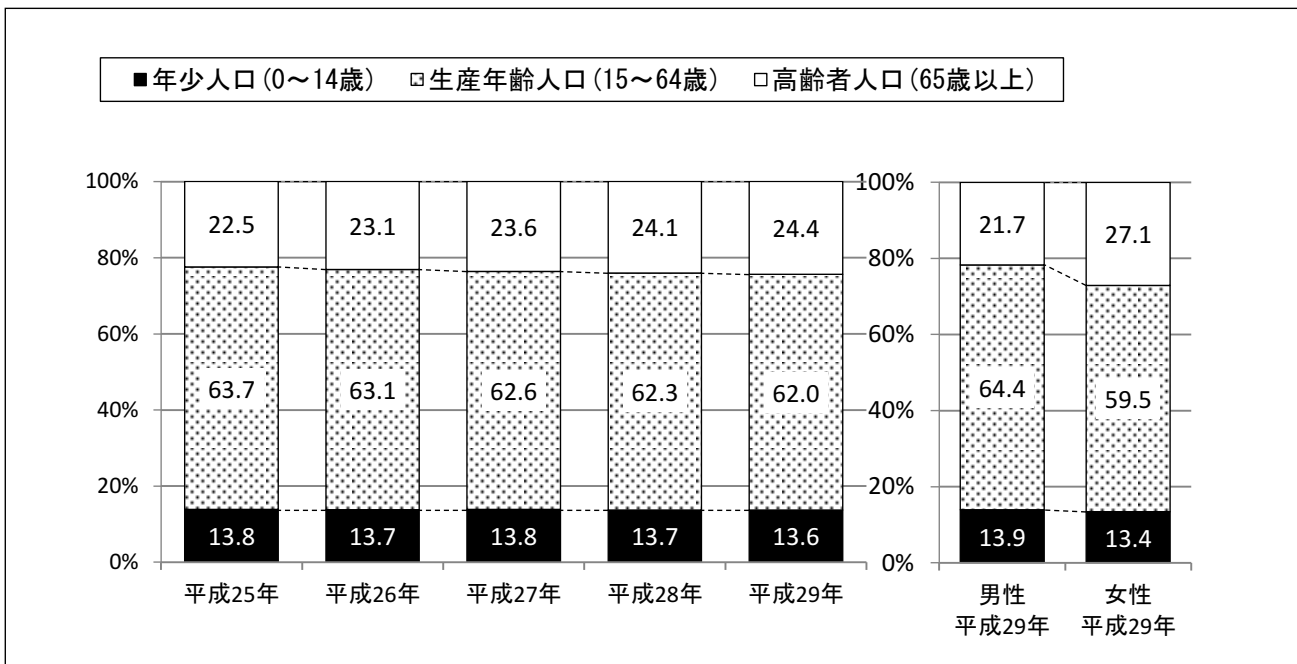
年齢3区分別人口の推移を見ると、平成25年以降、年少人口、生産年齢人口とも概ね横ばい、高齢者人口はやや増加で推移しています。高齢化率は平成29年現在24.4%となっています。また、これを男女別にみると女性の高齢化率は27.1%と男性より5.4ポイント高くなっています。

<年齢3区分別の人口の推移>



資料：住民基本台帳（各年1月1日）
※日本人及び外国人の数値

<年齢3区分別の人口構成割合の推移>



※百分率 (%) は小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しているため、%の数値を足し合わせて100%にならない場合があります。

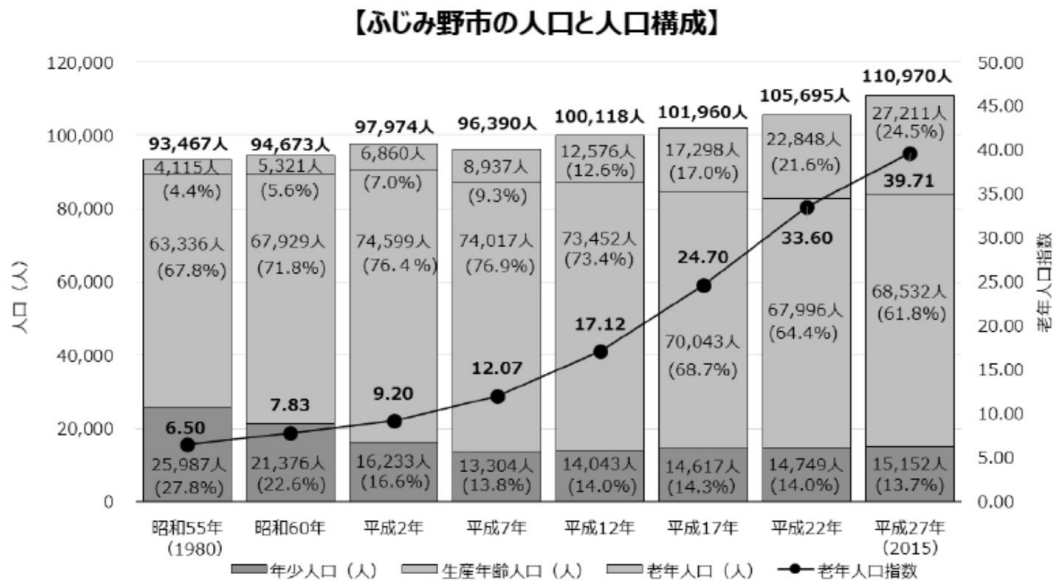
資料：住民基本台帳（各年1月1日）
※日本人及び外国人の数値

I 計画の見直しにあたって

③高齢化の状況

国勢調査の結果からふじみ野市の高齢化の状況をみると、65歳以上の高齢者人口は増加を続けており、生産年齢人口（15～64歳）に対する老年人口の比率である老年人口指数は、昭和55年の6.50から平成27年には39.71となり、高齢者1人を生産年齢の人3人弱で支える必要があることとなります。

また、平成17年から平成27年までの10年間で、約1万人弱増加しており、今後さらに高齢化が進行すると考えられます。



※国勢調査において、生年月の記載がなく年齢が不詳である人口は、人口の総数に含むが、人口構成には含まれないため、人口の総数と人口構成の総数は一致しない。

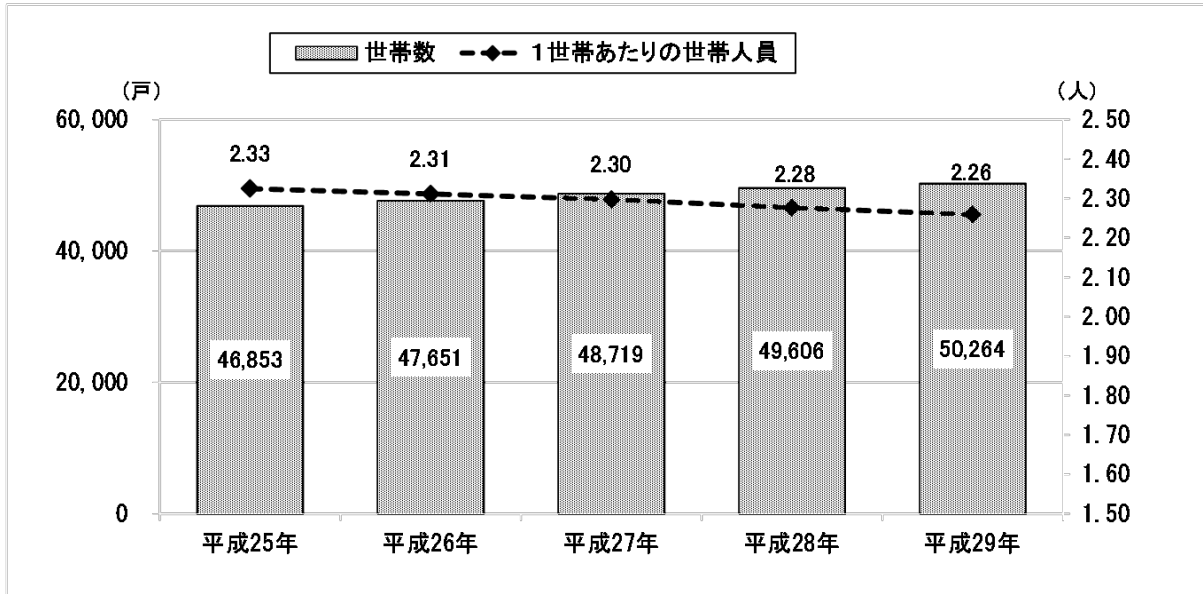
「国勢調査」から作成

④世帯の推移(住民基本台帳)

世帯数は増加傾向にあり、平成29年時点で50,264世帯となっています。一方、1世帯当たりの世帯人員は減少傾向にあり、平成29年では2.26人となっています。

その要因として単身世帯や高齢者のみの世帯の増加があり、大家族では分担し合えた役割を、家庭内で一人で担い、問題や悩みを抱えてる人が増加することが考えられます。世帯内で必要な支援を受けられない人を支え、子育て・介護や見守り、防犯・防災など地域全体で支え合う社会の実現が求められます。

＜世帯数、1世帯あたりの世帯人員の推移＞



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

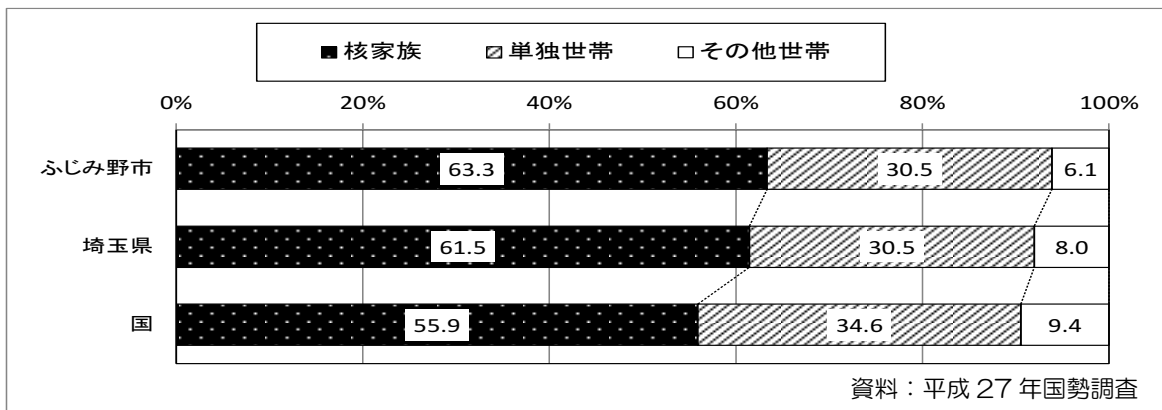
※日本人及び外国人の数値

⑤家族類型の変化

家族類型をみると、核家族が6割強、単身世帯は約3割となっています。核家族世帯は埼玉県、国よりも高く、単身世帯は埼玉県と同じ割合、国と比較すると4.1ポイント低くなっています。人口増加の要因である若い世代の流入により、核家族の割合が高くなっていると考えられ、子育てや教育、健康づくり等に関わる支援を必要とする世帯が多いことが考えられます。

しかし、一方で高齢化や非婚化・晩婚化等が進む中で、多様化する個人の価値観や生活実態等を踏まえた施策が求められています。

＜世帯の家族類型別割合＞



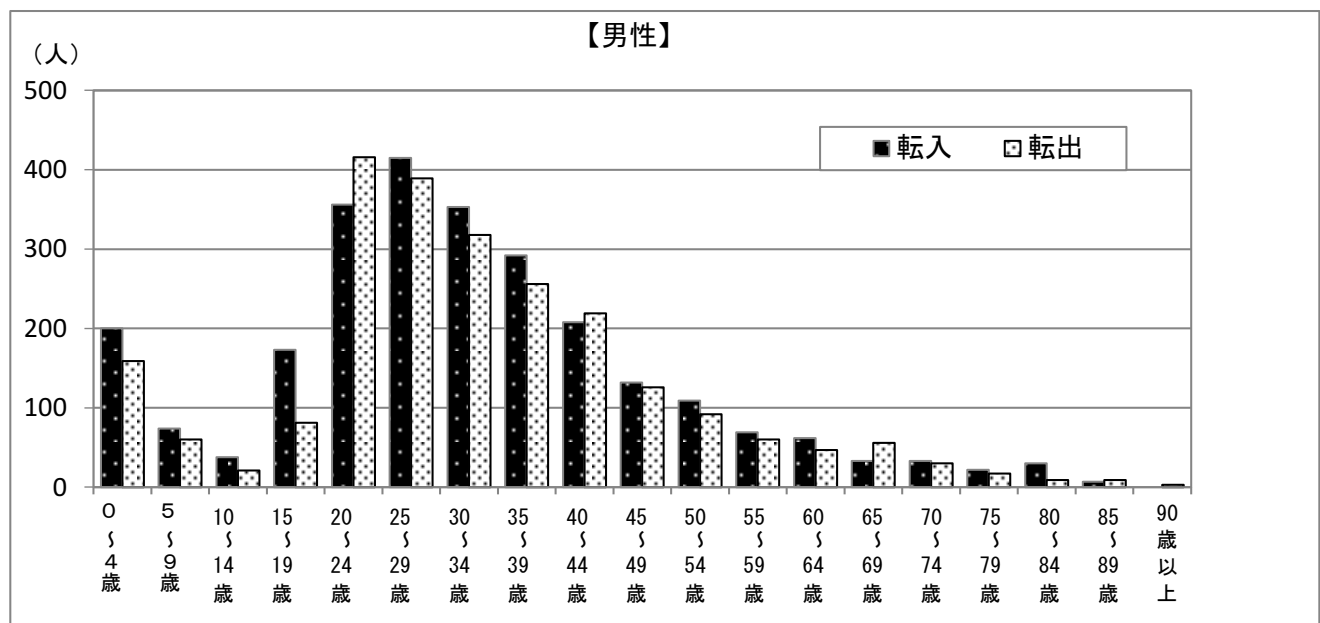
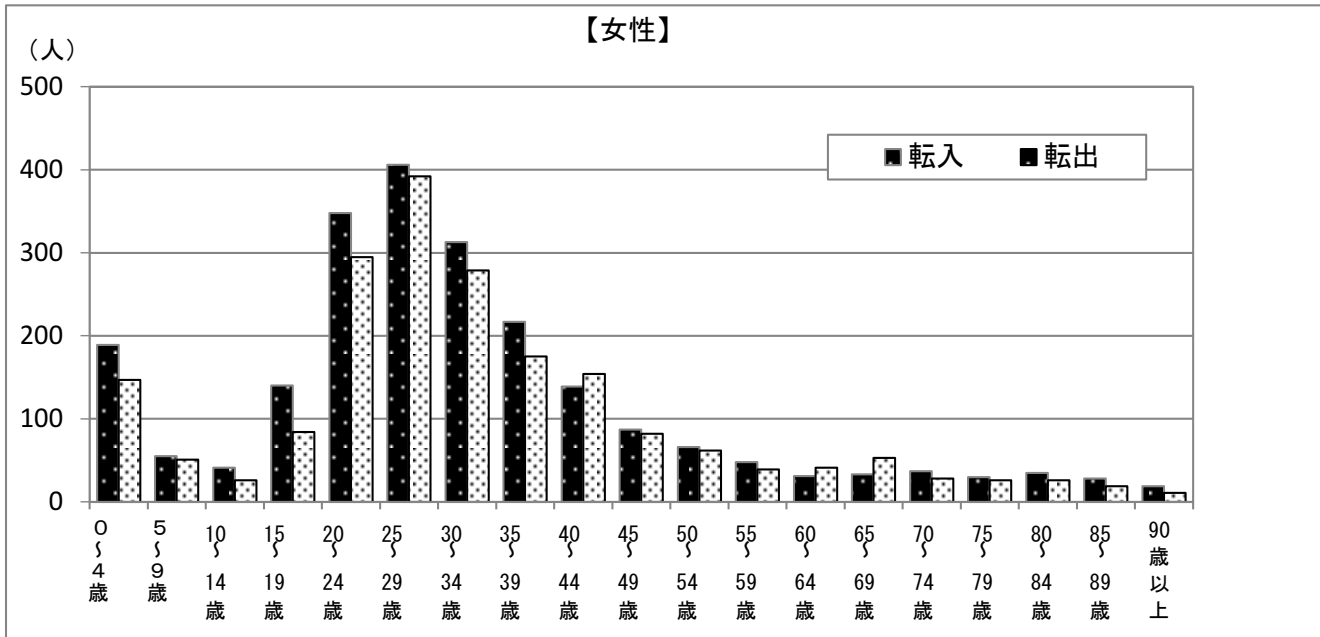
資料：平成27年国勢調査

Ⅰ 計画の見直しにあたって

⑥ 転入・転出数

平成 28 年の転入・転出状況をみると、女性では 20 歳～34 歳で多く、転入が転出を上回っています。男性では 20 歳～24 歳では転出が転入を上回っていますが、25 歳～39 歳では転入が転出を上回っています。男女ともに仕事や家庭を持つ世代で流入が多く、主に子育て世代が増加していることから、教育・保育の充実や子育て支援の充実、転入世帯の地域での生活の支援などとあわせて、様々な情報提供や啓発活動を継続的に推進する必要があります。

< 男女別・5 歳階級別の転出者・転入者数：平成 28 年（2016 年） >

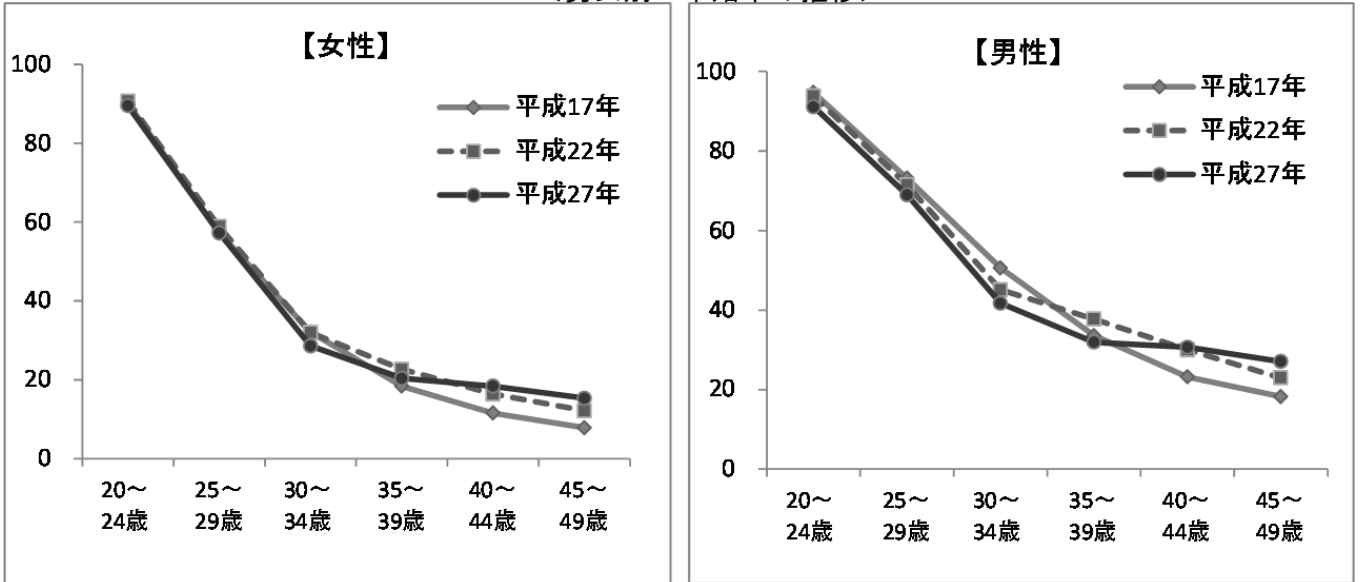


資料：総務省 住民基本台帳移動報告

⑦未婚率の推移

5歳階級別の未婚率をみると、平成22年から平成27年にかけて、男女ともに40歳以上の層において未婚率が上昇しています。全国的にも非婚化の傾向が高まっています。その背景には、ライフスタイルや価値観の多様化も挙げられますが、非正規雇用や低賃金での就労から抜け出せない若者の現状も指摘されています。

＜男女別 未婚率の推移＞

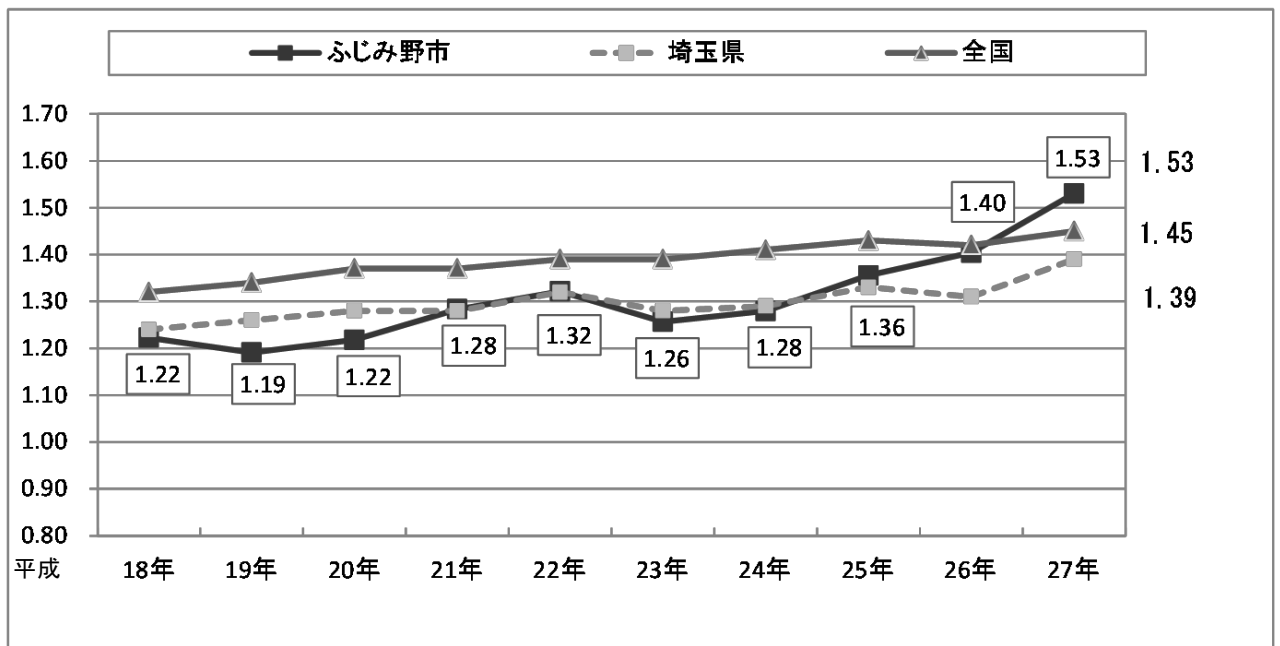


資料：平成27年国勢調査

⑧合計特殊出生率*の推移

合計特殊出生率は、平成23年以降増加しており、平成27年時点では1.53と全国(1.45)、埼玉県(1.39)の値を上回っています。背景には、20~30代の流入があると考えられ、子育てしやすいまちづくりの推進の継続が必要です。

＜合計特殊出生率の推移＞



資料：埼玉県総務部統計課「人口動態統計」

*合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を表します。

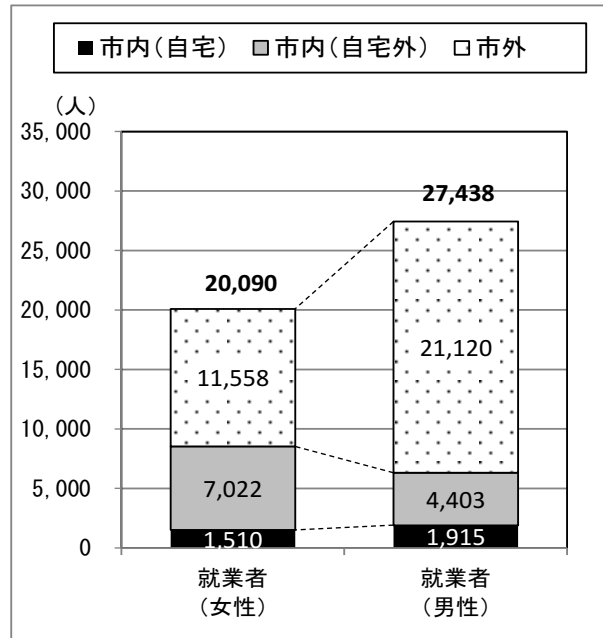
(2) 就業に関する現状

① 就業の状況

市民の就業の状況を見ると、女性就業者は20,090人、男性就業者は27,438人となっています。どちらも市外で就業している人が多く、女性では5割台半ば、男性では7割台半ばと大半を占めています。なお、市内で就業している市民は女性の方が男性より約2割多くなっています。雇用形態をみると、女性では正規雇用が39.6%、非正規雇用が60.4%、男性では正規雇用が81.6%で8割強となっています。

男性と比べて女性は市内、非正規雇用での就労が多く、その中には子育てや介護など家庭との両立のためにその働き方を選んでおり就労に対する本人の希望通りではないこともあります。働く意欲を持つ女性が能力を十分に発揮できるよう、子育てや介護のサービスの充実とあわせて、家族の理解促進に向けた意識啓発、女性の就労支援を行う必要があります。

＜男女別・就業地（市内・市外）による15歳以上の就業者数＞

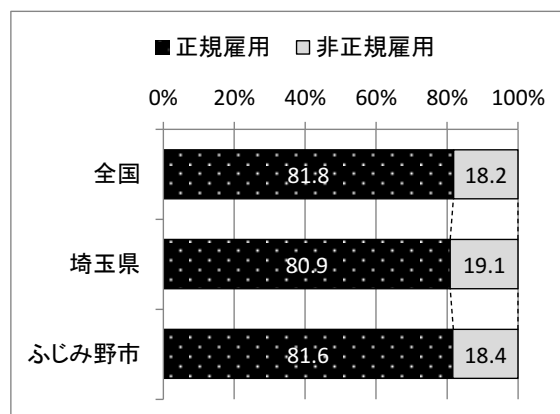
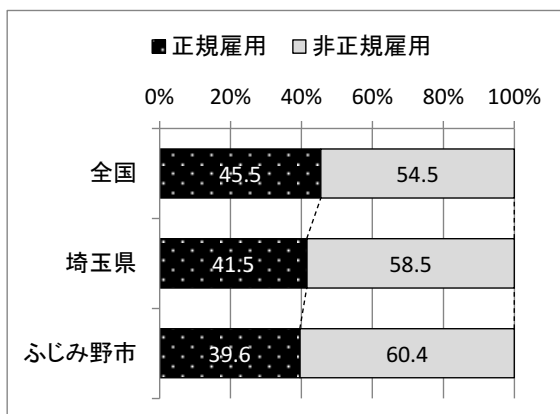


資料：平成 27 年国勢調査

【女性】

＜男女別・雇用形態＞

【男性】



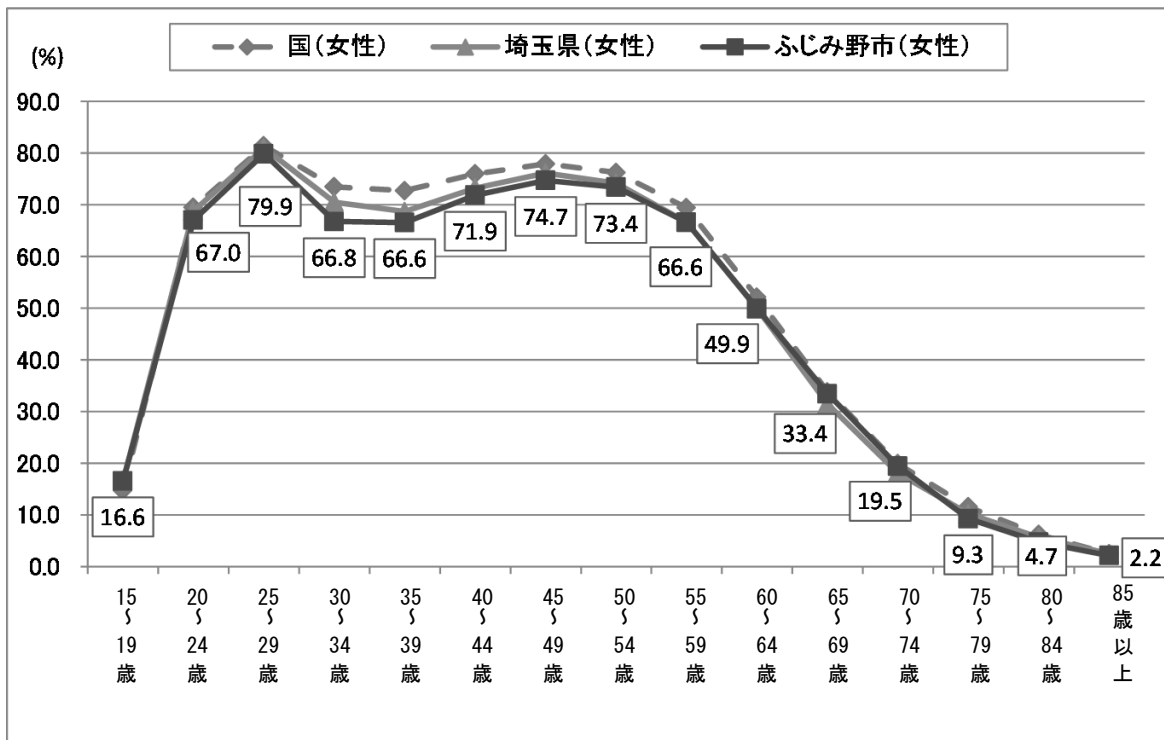
資料：平成 27 年国勢調査

②女性の年齢5歳階級別労働力率

女性の年齢階級別労働率は、全国、県、そしてふじみ野市でも出産、子育て期における30代で大きくM字カーブ*を描く傾向が続いています。

ふじみ野市の女性の労働力率は埼玉県（女性）と類似していますが、国（女性）と比べると、M字の谷がやや深くなっています。また、60代以降は国、埼玉県とほぼ同じ割合となっています。ここから、ふじみ野市では、30代で出産・育児に専念するなど一度離職し、子育てが一段落した40代で再び職に就くという働き方を選択する女性が多いことが分かります。この背景には、「女性は家庭で家事や子育てに専念すべき」という考え方が根強く残っていることや、女性が家事や子育てを担いながらも働き続けられる環境が整っていないことなどが挙げられ、社会的な意識の変革や企業等における環境整備、男性の働き方の見直し、家事・子育て等への関わりを進めることが必要となります。

<女性5歳階級別の労働力率>



資料：平成27年国勢調査

※表示の数値はふじみ野市（女性）

*M字カーブ

日本の15歳以上の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化すると、30代が谷となり、20代後半と40代が山となるアルファベットのMのような形の曲線になります。これをM字カーブ（M字型曲線）といいます。結婚、出産を機に退職し、子育てが一段落すると再就職するというライフスタイルをとる女性が多いと、グラフはこの形となります。国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

(3)ふじみ野市の相談状況

①DV相談の状況

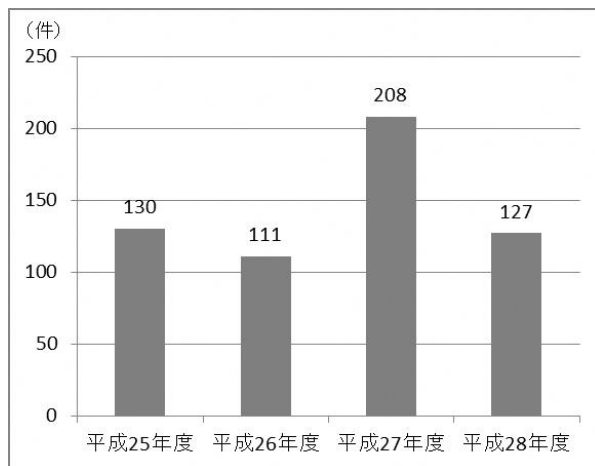
本市では、DV 被害者の総合相談窓口である市民総合相談室に平成26年度から配偶者暴力相談支援センターを設置し、「女性のためのDV・総合相談」を週2回に増設、相談員も増員し、相談体制を強化するとともに、NPO等の支援団体との連携を図り、DV被害者の継続的な生活支援やメンタルケアができる体制を構築してきました。さらに、証明書等の発行により相談者の必要な支援に迅速につなげることが可能となり、支援の幅を広げることができました。最近は、ストーカー、性暴力に関する相談も増え、また、単に暴力の問題だけではなく、生活困窮や養育の問題など複合的な問題を抱えた相談が増えているため、今後も適切な支援につなぐことが求められています。

配偶者暴力相談支援センターにおいて、対応した相談件数は、平成28年度127件で、庁内全体で関わった課が12課となっており、庁内全体で連携して支援する業務になっています。

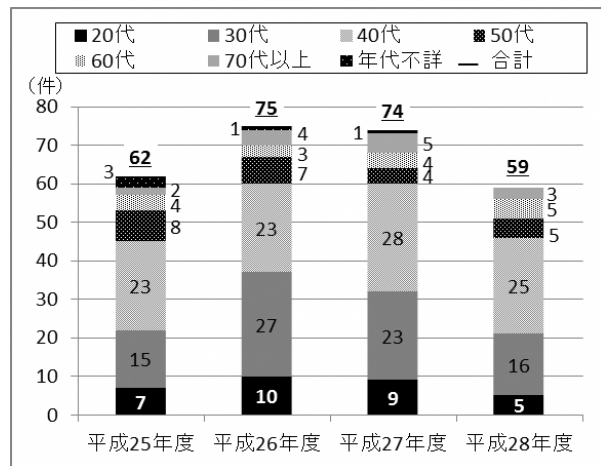
また、一時保護などで外部機関の支援につないだ件数は延べ27件となっており、多岐に渡る支援が必要であることがわかります。

今後もさらに、DV総合相談窓口の機能を充実させ、被害者に必要とされる適切な支援ができるように支援の選択肢を充実させていく必要があります。

<相談件数の推移>

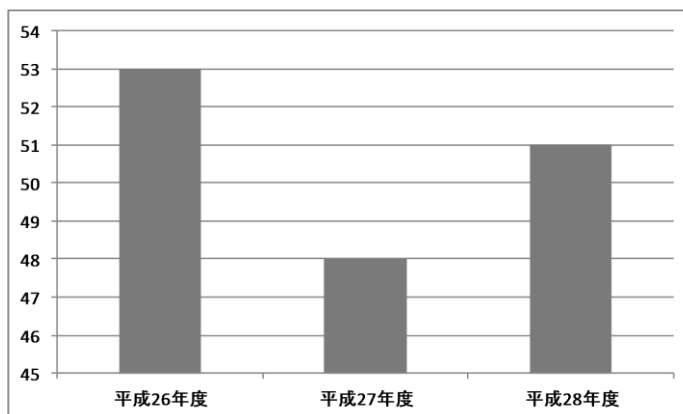


<年代別相談者実人数の推移>



資料：ふじみ野市配偶者暴力相談支援センター

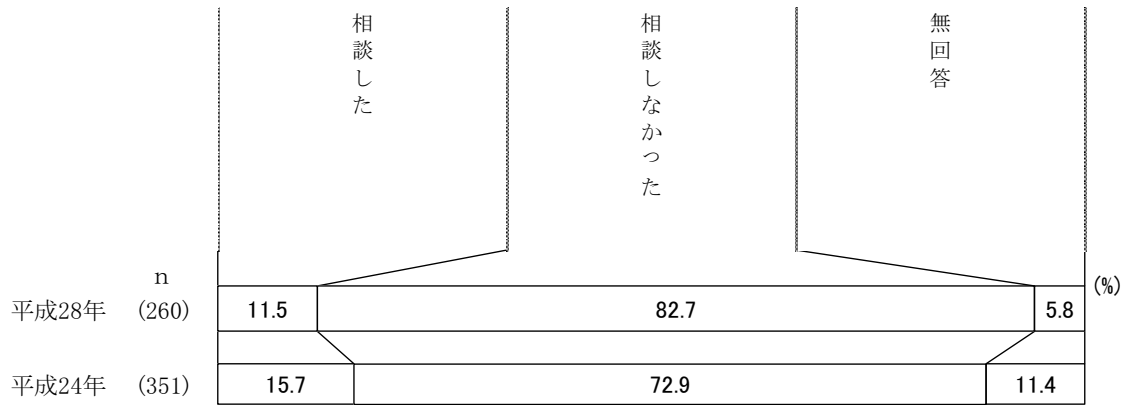
<各種支援に係る証明書発行件数> ※配偶者暴力相談支援センター設置以降



資料：ふじみ野市配偶者暴力相談支援センター

③DVに関する相談

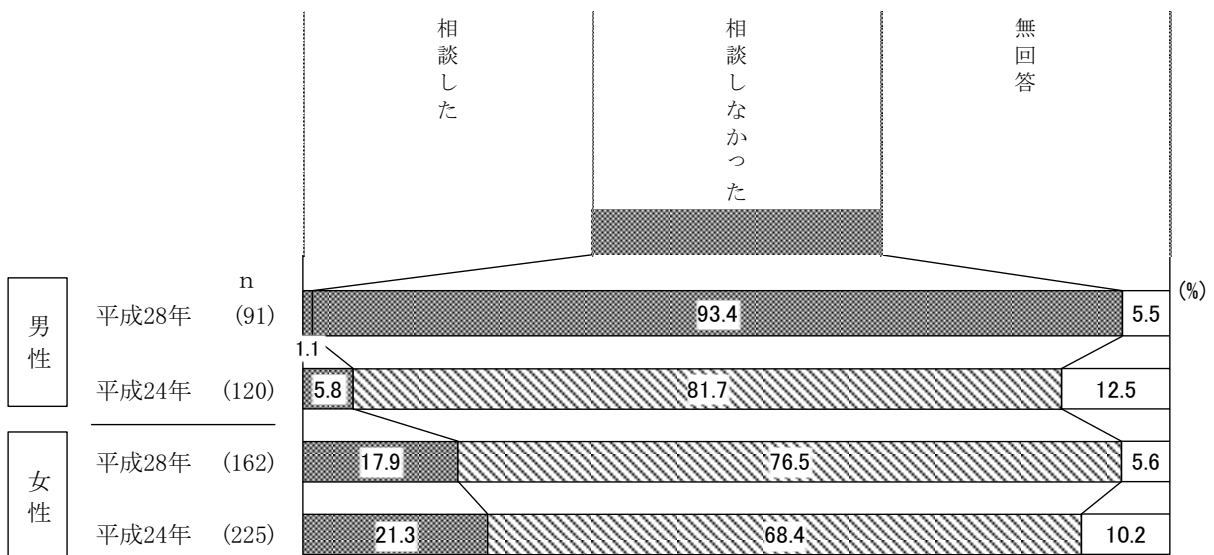
経年変化をみると、「相談した」は4.2ポイント減少し、「相談しなかった」は9.8ポイント増加している。



資料：平成28年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

【経年変化・性別】

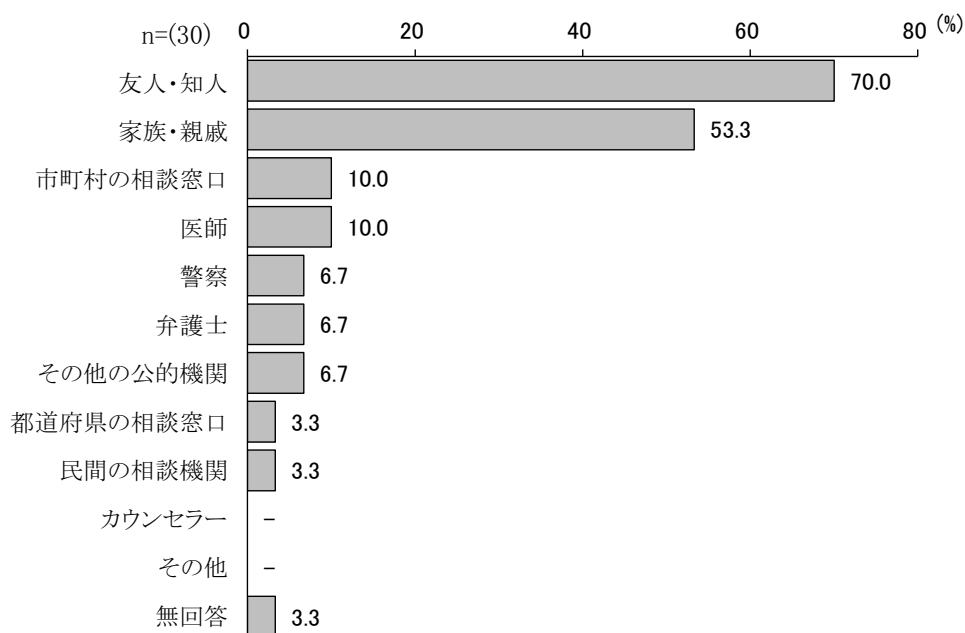
経年変化を性別でみると、「相談した」は男性では4.7ポイント減少し、女性では3.4ポイント減少している。「相談しなかった」は前回調査より男性では11.7ポイント増加し、女性では8.1ポイント増加している。



I 計画の見直しにあたって

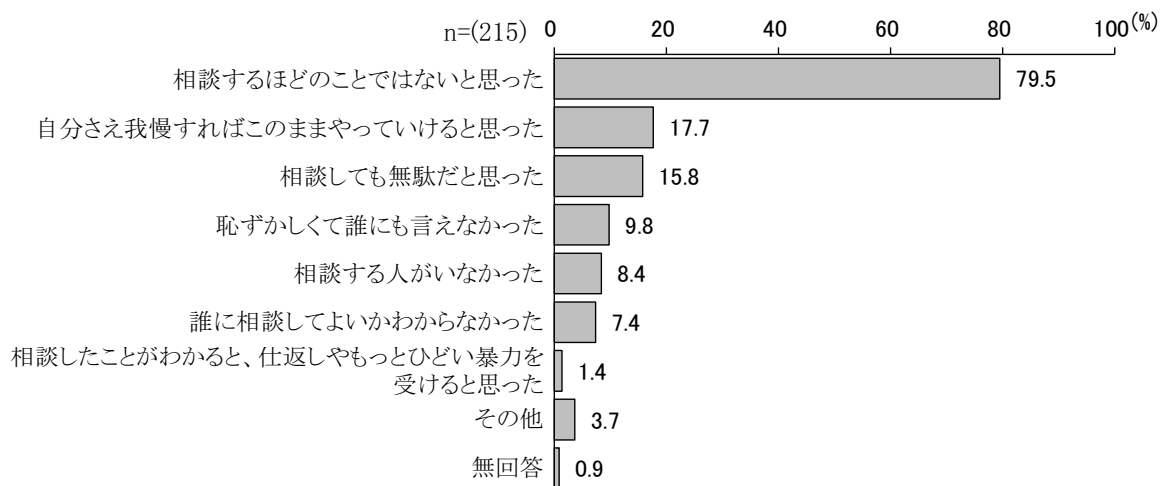
④相談した相手

相談した相手については、「友人・知人」が70.0%で最も多く、次いで、「家族・親戚」が53.3%となっている。「市町村の相談窓口」と「医師」はともに10.0%となっている。



⑤相談しなかった理由

相談しなかった理由については、「相談するほどのことではないと思った」が79.5%で最も多く、次いで、「自分さえ我慢すればこのままやっていけると思った」が17.7%、「相談しても無駄だと思った」が15.8%の順となっている。



II 計画の基本的な考え方

II 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、ふじみ野市において男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

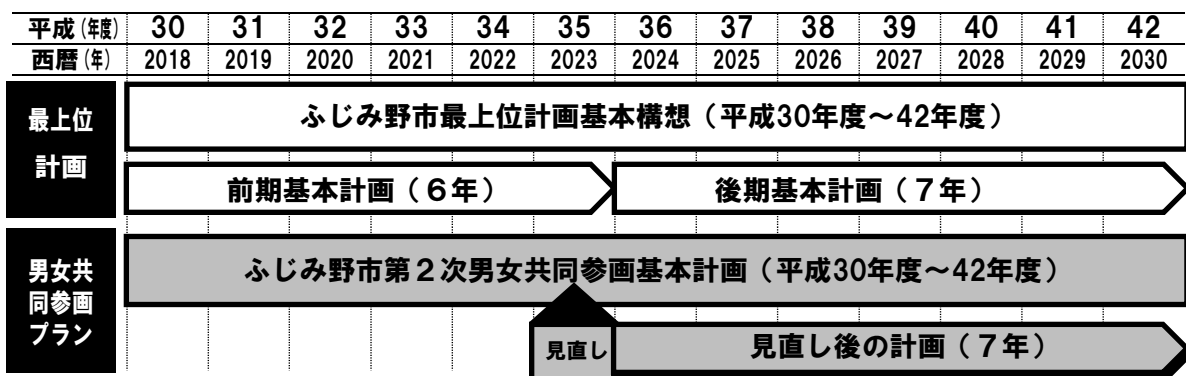
- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と一体的に策定するものです。
- (3) 本計画は、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と一体的に策定するものです。

3 計画の性格

- (1) この計画は、「ふじみ野市男女共同参画推進条例」第10条に基づき策定する計画です。
- (2) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の「男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
- (3) この計画は、「ふじみ野市最上位計画」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定する計画です。
- (4) この計画は、「ふじみ野市男女共同参画推進審議会」の意見を尊重するとともに、「ふじみ野男女共同参画プラン(平成20年度～平成29年度)」の推進状況や課題を整理し、パブリック・コメント制度等による市民参加のもとに策定したものです。
- (5) この計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

4 計画の期間

この計画は、市の最上位計画と同様、平成30年度～平成42年度の13年間を計画期間とし、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



5 計画の推進

近年、計画の策定をはじめ、取組を実践する過程においても、市民等の参画による見直し等のしくみが構築されております。

本市においても、男女共同参画プランの基本理念である「だれもが自分らしく活躍するまちふじみ野」の実現を、市民や各種団体との協働により、推し進めていきます。

(1) 推進体制

① 計画の点検・評価体制

▶ ふじみ野市男女共同参画推進審議会

市民委員をはじめ、各分野の専門的知識を有する委員で構成され、計画の進捗状況の点検・評価を行います。

② 庁内推進体制の整備・充実

▶ ふじみ野市男女共同参画推進会議

主に男女共同参画に密接に係る部署の課長を構成員として、この計画に定める施策全体の総合的な推進や施策の調査研究と進行管理を行います。

▶ DV対策庁内連絡会議

DV被害者の支援を関係各課が相互に連携して総合的に推進する役割を担うことから、DV防止基本計画の策定にあたっては、被害者の支援の充実に向けて検討するとともに、今後の推進体制の重要な役割を果たしていきます。

(2) 市民、事業者等との連携と協働

男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進するにあたり、市・市民・事業者等と連携、協働し、さまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

(3) 国や埼玉県、関係機関との連携

国の法整備や、埼玉県が広域的に実施すべき事項等については、国や埼玉県に積極的に働きかけを行うとともに、必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

(4) 計画の効果的な進行管理

施策の推進状況を年度ごとに確認し、公表します。推進状況の評価は、計画の見直しや施策の次年度以降の取組に反映します。さらに、進行管理の精度を上げるために、成果目標を設定し、その達成に向けて事業・施策を推進していきます。

6 今後の取組をより良い方向にするための「評価」のあり方

計画の推進状況を評価する場合、どの程度目標に近づいているか、またより良い方向に向けて個々の取組をどのように進め、改善したのかということ、誰もがわかるように「見える化」していくことが重要です。

これまでの年度終了後に評価を行う「事後的」な評価だけではなく、市民、関係課等も交えながら各分野の基本目標等の達成に向けて、方向性を確認し、取組を見直していく評価のしくみを取り入れます。

これまでの活動や取組の結果を説明する「実績値の目標（管理指標）」に加えて、目指すべき社会の実現に向けて目的を明確にした「成果指標（アウトカム）」や、本市における男女共同参画の進捗状況を把握できる「参考指標」を導入し、多様かつ客観的な視点から、市民や関係課とともに取組の見直しを進め、効果的な方法を持続的に模索しながら目標達成を目指していきます。

そのため、下記の3つの指標の考え方を生かし、施策の内容にあった「実」のある達成を目指し、各担当課の取組の質を高めていきます。

(各指標の説明) ※イメージ図作成のこと

●成果指標

目指すべき成果で、上位の目標達成度を表す指標

例：女性管理職の登用率、審議会の女性委員の割合など

●参考指標

取組を進めた結果として、市の動向やニーズを大まかに把握できる指標

例：配偶者暴力相談支援センターの相談件数⇒生活支援⇒自立
待機児童の推移⇒女性の就労状況が把握できる。

●管理指標

取組や事業の回数、人数など「量的」な実績の目標値(表記方法は〇回以上)

例：講座、イベント開催回数

相談開催回数

研修参加の回数

情報誌の発行回数

III 施策の展開

III 施策の展開

1 計画の基本理念

ふじみ野市では、平成27年10月に「ふじみ野市男女共同参画推進条例」を制定し、その中で男女共同参画を推進するための8つの基本的な考え方を基本理念として定めています。

この計画では、「ふじみ野市男女共同参画推進条例」に示された基本理念を、計画の基本視点として位置付けるとともに、「ふじみ野男女共同参画プラン」で掲げた基本理念を踏襲し、計画を推進していきます。

だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野

ふじみ野市男女共同参画推進条例の基本理念

- 1 男女が個人としての尊厳を重んじられること。
- 2 男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的な取扱いを受けないこと。
- 3 男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- 4 男女が性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思及び責任により多様な生き方が選択できること。
- 5 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- 6 家族を構成する男女が、互いの協力及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動が円滑に行われること。
- 7 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されること。
- 8 国際社会における取組と密接な関係があることの認識に立ち、国際的な協調の下に行われること。

III 施策の展開

2 計画の視点

この計画では、社会的変化や新たな課題に対応するために前計画から特に次の点を追加、充実しました。

(1) 多様性の尊重

ふじみ野市男女共同参画推進条例では、「自らの意思及び責任により多様な生き方が選択できること」を基本理念に掲げています。「性」は、その人のアイデンティティに深く関わるものであり、日常生活を支える大切なものです。ふじみ野市では、多様な「生き方」、多様な「性」を自ら選択し、誰もがいきいきと生活することができる環境をつくるために、人々の意識や社会環境の変革など、多様性を尊重するまちづくりを推進していくこととします。

(2) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

近年の大規模災害時の経験から、避難所運営などの災害対応体制に女性の視点が不可欠であること、女性や社会的弱者のニーズを捉えた防災・災害対策の必要性などが明らかになっています。災害対策を決定する場や地域の防災活動に、より多くの女性の参画が必要であることから、男女共同参画の視点に立った防災対策の推進を「主要課題」に位置づけ、取組を推進していきます。

(3) 困難を抱える家庭への支援の充実

日本の子どもの貧困率は平成27年に13.9%となり、17歳以下の子どもの6人に1人、300万人あまりが貧困状態にあるとされています。特に深刻なのは母子家庭などの「ひとり親世帯」の子どもで、貧困率は50.8%、2人に1人となっています。

ふじみ野市においても、困難を抱える家庭への支援は喫緊の課題となっていることから、ひとり親家庭の生活の支援や女性のための就労支援、相談窓口の充実など取組を強化していきます。

(4) 男女が共に活躍できる環境づくり

ふじみ野市の女性の年齢階級別就業率は依然としてM字曲線を描いており、就職しても30代で離職する人が多くなっています。仕事と結婚、出産、子育てなどの家庭生活との両立の難しさは、女性の意識や職場環境だけでなく、家庭をともに営む男性の働き方や家庭への関わり方を変えなければ解消されるものではありません。

この計画では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「市町村推進計画」として、女性が性別による制約を受けずに仕事をはじめ多様な活動に参加し、組織の長や管理職といった政策・方針決定過程にも積極的に参画できるよう家庭、職場、地域など様々な分野における取組を総合的に推進していきます。

3 計画の基本目標

「ふじみ野市男女共同参画基本計画」中間見直し後の社会状況の変化やプランに基づく取組の成果や課題等を踏まえ、次の6つを基本目標に掲げ、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場において男女共同参画の理念が浸透し、だれもが自分らしく輝ける社会となるよう、取組を推進します。

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の実現には、すべての人に男女共同参画の理念が浸透していることが重要です。性別による固定的な役割分担意識の解消を図り、男女が性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に生かし、ともに責任を果たしていく男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の理解促進、教育・学習の充実に取り組みます。

基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり ▶女性活躍推進計画◀

女性が様々な場で活躍する社会の実現には、性別による区別や制約なく活動することができる環境が必要です。男性も女性もすべての人が働きやすい職場環境を整備するとともに、働く意欲のある女性の活躍の支援に取り組みます。妊娠・出産・子育てや家事、介護等の役割と仕事を両立して働き続けることや再就職、起業への支援を進めるとともに、男性の家事・育児・介護への参画促進、事業主に向けた啓発の促進などをより強化する必要があります。

また、組織の政策や方針を決定する場でより多くの女性が重要な役割を担うことにより、多様な価値を反映し、男性も女性も活動しやすい場を作ることができるよう、後押ししていくことも必要です。

基本目標3 あらゆる形態の暴力の根絶 ▶DV防止基本計画◀

暴力は、配偶者や恋人など親密な関係にある異性間であっても人権侵害であり犯罪行為です。心身に対する暴力によって他人を支配しようとする行為は、個人が尊重され、能力を発揮して生きることができるという基本的な権利を侵害することになります。ドメスティック・バイオレンスや人権侵害行為の解決に向け、加害者も被害者も生まないように、暴力防止に関する啓発活動を強化するとともに、関係機関と連携した相談の充実、被害者に対する支援を継続的に進めていく必要があります。

また、職場、学校、地域などでセクシュアル・ハラスメントをはじめとして様々なハラスメント行為が起こらないよう、様々な機会を捉えた啓発活動に努めます。

III 施策の展開

基本目標4 社会参画の促進

地域における課題が多様化する現代社会では、課題の解決や地域での豊かな生活の維持に地域の住民の主体的な活動が重要な役割を担っています。思いやりの心で共に助け合う温かみのあるまちに向け、地域での暮らしや活動の中で、性別にかかわらず多くの人が役割を担い、活動していくことが重要です。特に、防災・災害対策の分野では、女性や社会的弱者となる人の視点に立った対策が求められています。防災対策に関わる組織等の活動に女性の参画を促進するとともに、女性の視点に立った災害対策を推進します。

基本目標5 生涯にわたる健康支援

すべての人がいきいきと能力を発揮して活躍するには、健康で自立した生活を送ることができる環境が必要です。女性は男性とは異なる身体的特徴を持つと共に、成長段階に応じて様々な健康課題に配慮する必要があります。特に、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*については、妊娠、出産について女性の問題だけでなく、性と生殖に関する男女の平等な関係、同意、共同の責任が認識されるよう啓発、情報提供を継続して行うことが重要です。また、こころとからだの健康の保持・増進に向けた主体的な行動の推進と関係機関と連携した相談体制の充実を推進します。

基本目標6 生活福祉の向上

これまで性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度や慣行により、子育てや高齢者、障害のある家族等の介護・看護の負担は女性が担うことが多く、その負担が女性の就労をはじめとする社会参加を阻害する要因となっていました。また、少子高齢・人口減少社会の中では、子育てや介護は社会全体の取組として、進める必要があります。このため、こうした子育てや介護の負担を家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして保育サービスや介護保険制度、障害のある人に対するサービスの整備・充実を推進します。また、ひとり親家庭の増加や社会的な格差が広がる中で、経済的困難を抱える家庭への支援を充実することから、子どもと保護者の双方に必要な支援を推進していきます。

※包括的支援体制の充実に関する内容について追記予定

*性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

平成6年（1994年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方です。中心概念は、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、思春期や更年期における健康上の問題などについても議論されています。

計画の概念図掲載を検討

4 計画の体系

基本理念 だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野

基本目標

主要課題

施策の方向

基本目標 1

男女共同参画の意識づくり

1 男女共同参画意識の啓発

- ① 意識啓発活動の推進
- ② 男女共同参画に関する情報の収集・提供

2 家庭における男女共同参画の促進

- ① 家庭・事業所における男女共同参画の促進
- ② 男性の家事・子育て・介護への参加促進

3 男女共同参画の視点に立った教育・学習活動の推進

- ① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- ② 家庭や社会における男女共同参画に関する教育・学習の推進

新規

4 多様性の尊重

- ① 多様な性・多様な生き方への理解促進

新規

基本目標 2

男女がともに活躍できる環境づくり

【女性活躍推進計画】

1 女性の職業生活における活躍の推進

- ① 男女の均等な就労機会の確保
- ② 就業のための相談・情報提供の充実
- ③ 働きたい・働き続けたい女性に対する支援の充実
- ④ 事業所における取組の促進
- ⑤ 市の取組の推進

2 政策・方針の立案・決定への参画促進

- ① 市の政策・方針の立案・決定過程への男女共同参画

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 仕事と家庭の両立支援の充実

基本目標 3

あらゆる形態の暴力の根絶

【DV防止基本計画】

1 あらゆる形態の暴力の根絶

- ① ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援体制の充実
- ② 自立のための支援体制の充実
- ③ 相談体制の充実
- ④ セクシュアル・ハラスメント等への対応

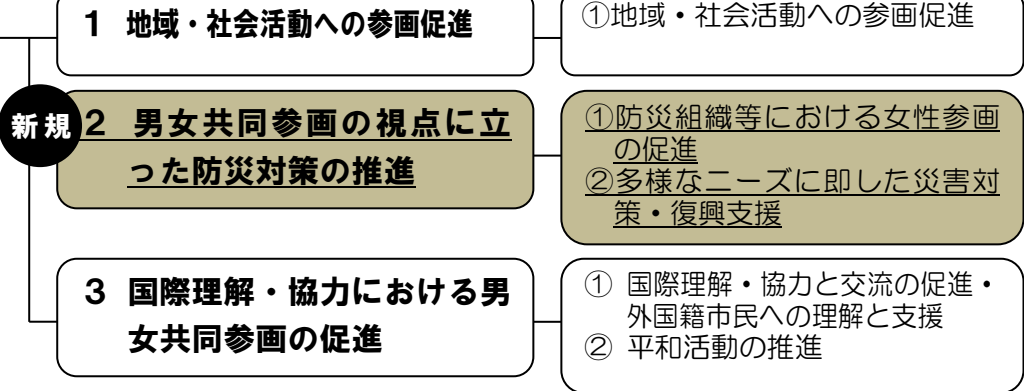
基本目標

主要課題

施策の方向

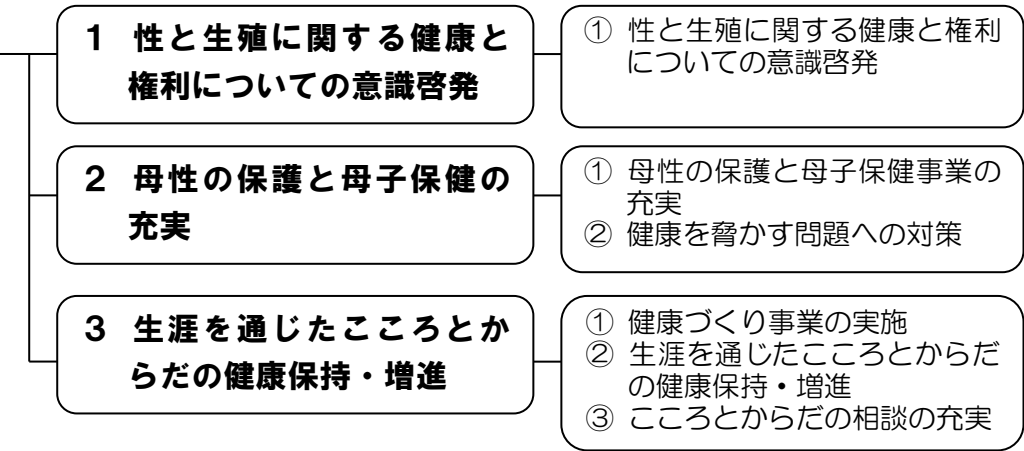
基本目標4

社会参画の促進



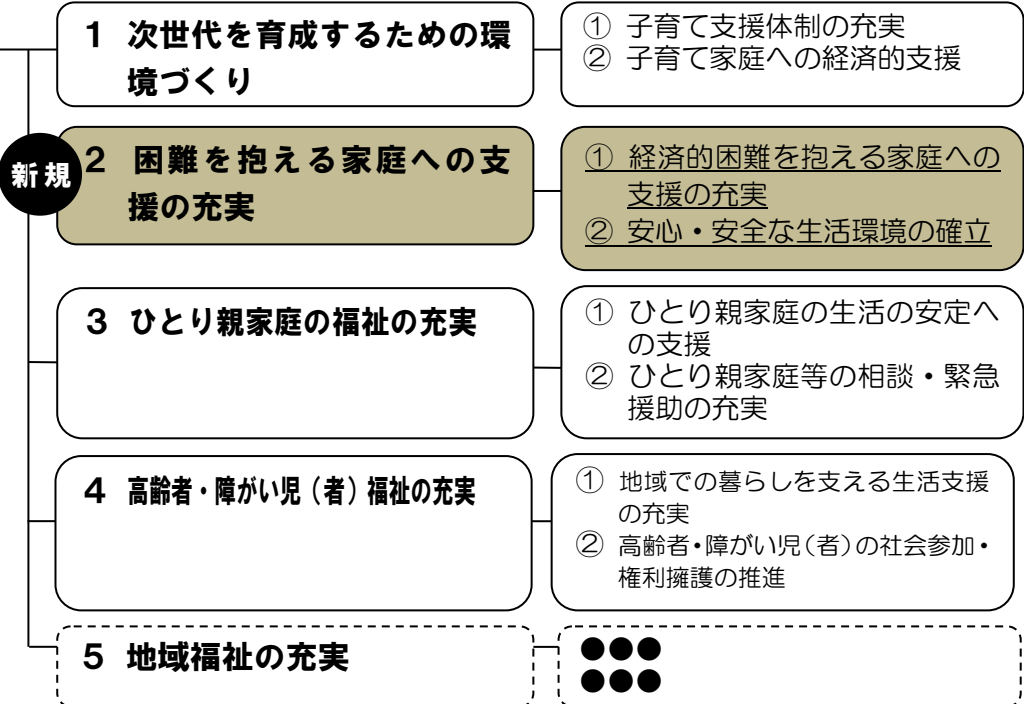
基本目標5

生涯にわたる健康支援



基本目標6

生活福祉の向上



5 具体的な施策

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

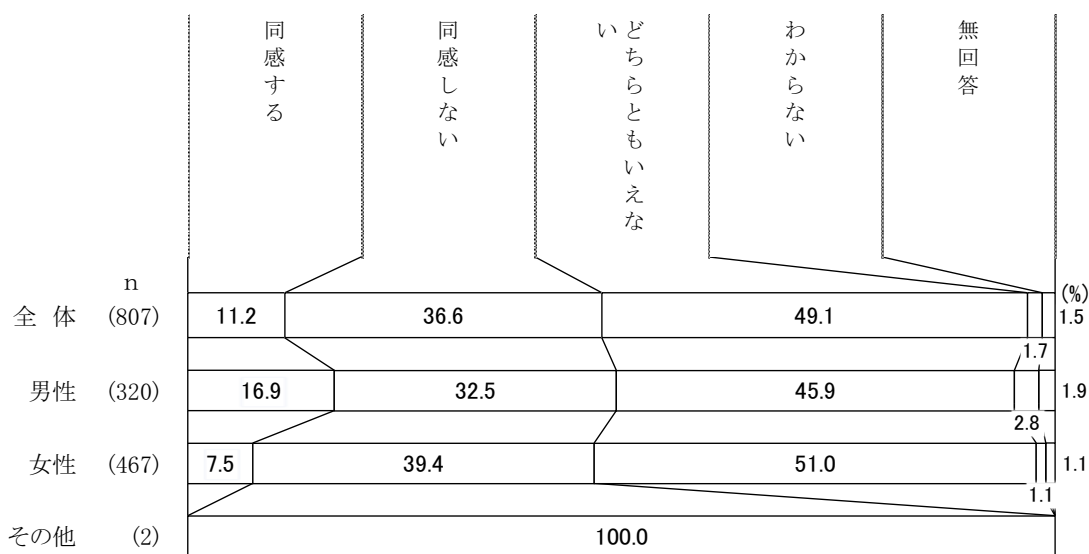
主要課題 1 男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会の実現には、性別による固定的な性別役割分担意識*にとらわれることなく、多様な生き方を認め合うことの大切さを理解することが重要です。ふじみ野市では、ふじみ野市男女共同参画推進条例を制定し、男女が個人としての尊厳を重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行により活動が制限されることなく、自らの意思と責任により多様な生き方が選択できることなどを基本理念としてうたっています。

市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について同感する人は減少してきていますが、その一方で、社会全体の中で男女の地位が平等になっていると感じている人は1割程度と非常に低くなっています。依然として男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場、地域等において様々な差別や偏った負担を生んでいると考えられます。

このような状況から、男女がともに暮らしやすい社会とするためには、「男だから」「女だから」という考えに縛られる意識など性別による固定的な役割分担意識の解消が必要です。さらに、男女共同参画の意識を浸透させるため、今後もあらゆる機会を通じて広報、啓発活動を展開することが重要です。

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について

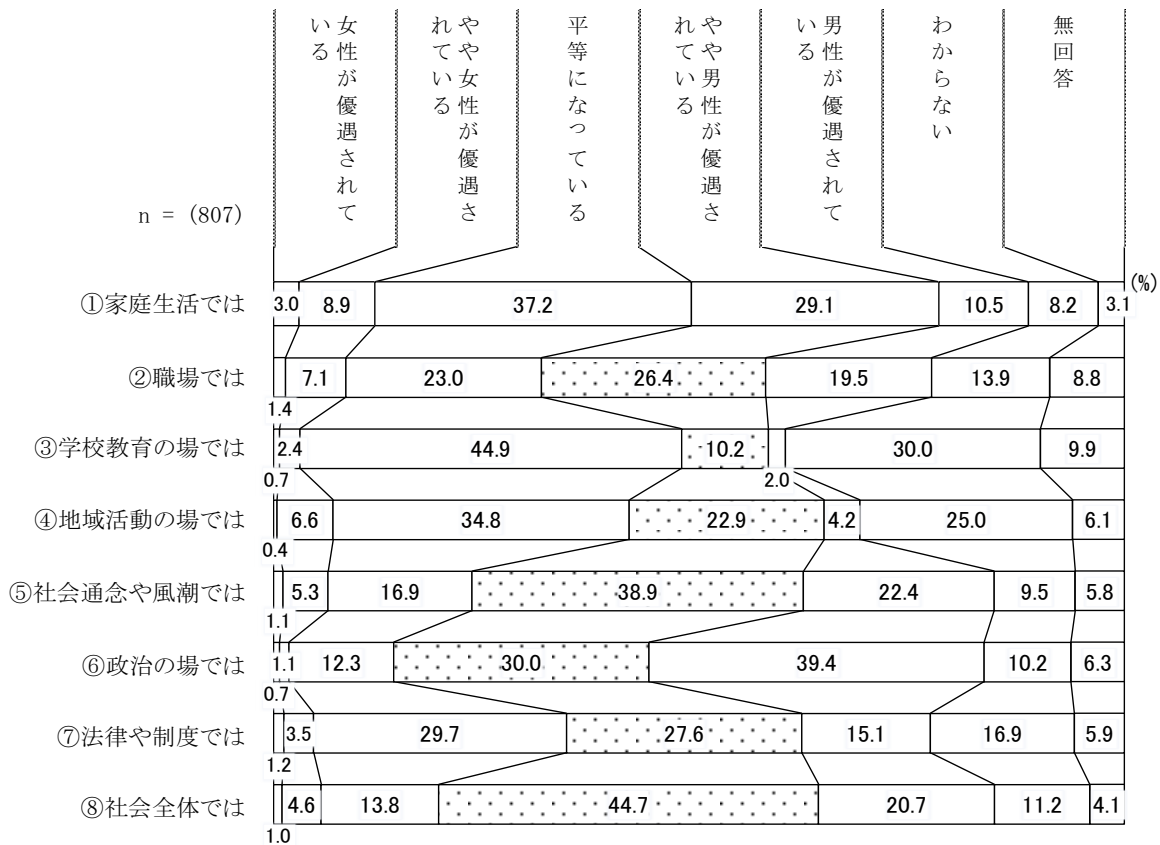


資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

* 固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

男女の地位の平等感



資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 意識啓発活動の推進

男女共同参画の意識の浸透に向け、あらゆる機会を通じて市民に届く啓発活動を行います。

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
1	-	あらゆる機会を通じた啓発活動	市役所ギャラリーや図書館など多くの市民が集まる場や広く情報が行き渡る媒体を通じて啓発活動を行う。	上福岡図書館 大井図書館 〈新〉 市民総合相談室
2	2	市民参画による男女共同参画のまちづくり委託事業の推進	男女共同参画に関する市民の認識と理解を深めるための啓発事業を市民団体に委託し、市民の主体的な活動による男女共同参画社会の実現をめざす。 【現行】 男女共同参画に関する市民の認識と理解を深めるための啓発事業を市民団体に委託し、市民の主体的な活動による男女共同参画社会の実現をめざす。	市民総合相談室

III 施策の展開

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
4	5	男女共同参画職員研修会の実施	<p>すべての職員が男女共同参画意識を持ち職務に当たるよう、研修を実施し、意識の定着を図る。</p> <p>【現行】 男女共同参画社会づくりをめざし、全職員を対象に、人事課で計画した男女共同参画職員研修の企画・実施をする。</p>	市民総合相談室
5	7	男女共同参画を推進している個人や団体の発掘、推薦	<p>【削除提案】県の事業であり事績もないことから「廃止・計画外」とする。</p> <p>【現行】 埼玉県が募集しているさいたま輝き荻野吟子賞を周知し、推薦する個人・事業所を発掘する。</p>	市民総合相談室
6	9	男女共同参画宣言都市の実現	<p>【削除提案】平成29年3月時点で、県内63市町村で宣言をしているのは8市町にとどまる。(熊谷市、鴻巣市、入間市、新座市、桶川市、北本市、嵐山町、上里町)</p> <p>うち、男女共同参画・女性のための総合的な施設は5市町が有している。</p> <p>(熊谷市、鴻巣市、入間市、新座市、上里町)</p> <p>当市において、男女共同参画都市宣言を実現するには、さらに積極的な情報提供、市民活動支援などを行っていく必要があり、男女共同参画・女性センターの設置に向けた動きが出てくれば宣言についても検討していけると思うが、現在その目途は立っていないので、記載しないことを提案する。</p> <p>【現行】 男女共同参画宣言都市の実現に向け、引き続き調査・検討をする。</p>	市民総合相談室

施策の方向② 男女共同参画に関する情報の収集・提供

様々な機会、媒体を通じて男女共同参画社会への理解促進を図ります。

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
5	1	男女共同参画基本計画の進行管理	<p>施策の総合的・効果的推進に向け、毎年度、担当課による実施状況報告と庁内外の評価を行う。</p> <p>【現行】 男女共同参画推進の総合的かつ効果的な執行を確保することを目的として、男女共同参画基本計画進行管理規程に基づき、目的を達成するための事業に係る進捗状況を把握し、適切な進行管理を図る。</p>	市民総合相談室

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
6	10	フクトピア内交流ライブラリーを活用した情報の提供	フクトピア内交流ライブラリーにおいて、掲示や資料配架等により男女共同参画に関する情報提供を行う。男女共同参画に関連する図書の出しを検討し、情報提供方法の拡充を図る。	市民総合相談室
			【現行】 フクトピア内交流ライブラリーを有効に活用し、市民への情報提供や意識の向上を図る。	
7	11	市報やホームページを活用した情報の提供	市報やホームページ、Fメール等を活用した情報提供の充実を図る。	市民総合相談室
			【現行】 市報やホームページを活用した情報提供の充実を図る。	
8	12	女性情報誌「燦」の発行	市民編集委員等のアイデアや活動により女性情報誌「燦」を作成し市報への掲載することにより市民への意識啓発・情報提供を行う。	市民総合相談室
			【現行】 女性情報誌「燦」を発行し、意識啓発及び情報提供を図る。	

III 施策の展開

主要課題2 家庭における男女共同参画の促進

家庭では、男女がともに育児や介護などについて家族として互いに役割を担い、協力して生活を営むことが重要ですが、多くの家庭で家事、育児、介護等の多くを女性が担っているのが現状です。その根底には、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識があると考えられますが、家庭のことを女性だけの役割とせず、積極的に男性も家事、育児、介護などに関わることが必要です。そのためには、男性の仕事中心の意識やライフスタイルを変え、仕事と家庭のバランスの取れたライフスタイルを選択できるようにする必要があります。それにより女性の負担が軽減されることで家庭だけでなく、仕事や地域活動などへの女性の活躍が期待されます。

市民意識調査では、男女の役割分担のあるべき状態として「男女とも仕事をして、家事・育児も男女で分担する」の割合が増加しています。しかし、家庭生活における男女平等の実現度では、「平等になっている」は男性43.4%、女性33.2%にとどまっており、特に女性の負担感が表れています。

市内では共働き家庭が増えており、役割分担意識が固定化したままでは、女性は仕事に加えて家庭内の仕事も担わなければならない、負担が増すことになります。男女がともに家事や子育て、介護などを家族の一員として担っていくことが求められます。市では、男性が積極的に家事、子育て、介護等家庭における役割を担うために情報提供やきっかけとなる場の提供を推進していく必要があります。

男女の役割分担のあるべき状態

	男性は仕事、 育児は仕事、 女性は家事、 育児は家事、 女性も家事、 育児も家事を 分担する	女性も家事、 育児も家事を 分担する	男性も家事、 育児も家事を 分担する	男性も家事、 育児も家事を 分担する	男性も家事、 育児も家事を 分担する	その他	わからない	無回答
平成28年調査 (n=807)	20.9	15.9	15.2	11.6	15.1	14.4	6.4	
平成24年調査 (n=847)	24.7	17.0	15.5	9.0	12.9	16.2	4.1	

注：上記の数値は、調査結果の割合を示しています。また、調査結果の推移を示す矢印は、平成24年から平成28年までの変化を示しています。

資料：平成28年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

家庭生活における男女平等の実現度

		女性が優遇されている		やや女性が優遇されている		平等になっている		やや男性が優遇されている		男性が優遇されている		わからない		無回答	
男性	平成28年 (320)	9.4		43.4				26.3		5.6		10.6			
	平成24年 (339)	3.8	9.7	46.0				23.6		6.8		8.0			
	平成19年 (417)	3.4	10.6	33.8				31.2		11.0		7.0			
女性	平成28年 (467)	3.4	8.8	33.2				31.5		13.7		6.4			
	平成24年 (493)	4.1	6.9	32.5				32.5		14.2		6.5			
	平成19年 (483)	3.9	13.7	18.8				33.5		21.1		5.6			

資料：平成28年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 家庭・事業所における男女共同参画の促進

人々の意識に根強く残る性別役割分担意識の是正や家庭・事業所における男女共同参画の推進に向けた啓発・情報提供を推進します。

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
9	14	性別役割分担意識解消に向けての啓発	市報やパネル展等広報・啓発活動を通して家庭の男女共同参画を推進するための意識啓発に努める。	市民総合相談室
			【現行】 市報や啓発事業等を通して家庭の男女共同参画を推進するための意識啓発に努める。	
10	15	事業所等へ向けた情報提供 事業所等へ向けての 取組支援	市内事業者に向けて、長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しや働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立支援に関する埼玉県や市の取組についての情報提供を行う。 ▶情報誌「燦」やリーフレット等の配付	市民総合相談室
			【現行】 埼玉県が実施している事業所向けの事業の情報を提供する。	

III 施策の展開

施策の方向② 男性の家事・子育て・介護への参加促進

女性に偏りがちな家事・子育て・介護の役割をより多くの男性が担えるよう、働く場での取組と併せて、男性自身の意識を変え、家事・子育て・介護のしかたを学ぶ機会をつくりま

具体的施策

施策番号		施策名	内 容	担当課
新	現行			
11	16	男性向けの学習の場の充実	委託事業を通して男性が家事・子育て・介護等に積極的に参加するきっかけとなる講座等を実施する。	市民総合相談室
			男性が家事・子育て・介護等に積極的に参加するきっかけとなる講座等を実施する。	<新> 上福岡公民館 上福岡西公民館 大井中央公民館
			パパママセミナーなどに男性の参加を促し、家族を迎え、子育てに積極的に関わる準備をする学習の場を提供する。	<新> 保健センター
			子育て支援センターや児童館などで子どもと保護者が参加する事業に男性の参加を促し、子育てに積極的に関わる準備をする学習の場を提供する。	<新> 子育て支援課
			【現行】 委託事業を通して男女共同参画の意識啓発を推進するため、男性を対象とした家事・子育て・介護等に関する講座を実施する。 ○調理実習 ○介護講座 など	市民総合相談室

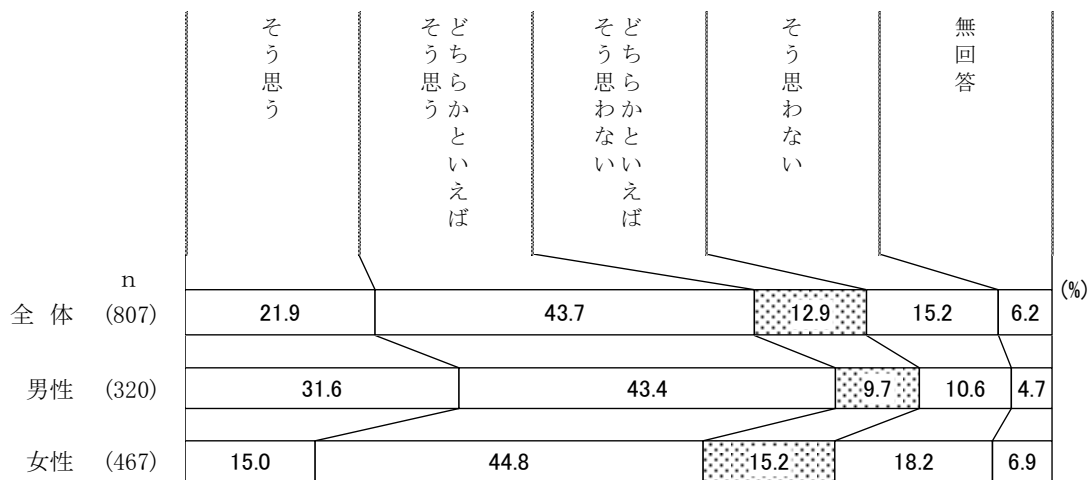
主要課題3 男女共同参画の視点に立った教育・学習活動の推進

意識や価値観は、成長に応じて形成されることから、人権意識や男女平等意識を育てるために家庭・学校・地域社会の中で教育の果たす役割は非常に大きくなっています。学校教育では、国の学習指導要領に基づく指導計画や人権教育全体計画により、人権教育や男女共同参画の視点に立った指導が行われています。

市民意識調査では、「学校教育の場」が「平等になっている」と考える人の割合は、職場や政治の場など他の項目と比較して高くなっており、学校教育の場においては男女平等が進んでいることがうかがえます。しかし、子育てについて「男の子は男らしく、女の子は女らしく、育てた方がよい」と考える人は男性約75%、女性約60%と多くなっており、子ども達に無意識のうちに男性らしさや女性らしさを植え付けてしまう可能性があります。

男共同参画社会を実現するためには、家庭や学校、地域における学習機会などを通じて男女共同参画や人権に関する教育を続けていくことが重要です。また、子どもたちが、それぞれの個性、能力を發揮しながら自立して生活し、社会の一員として役割を果たすために、性別にとらわれずに将来について考え、主体的に自らの進路を選択することができるよう支援する指導が重要です。

男の子は男らしく、女の子は女らしく、育てた方がよい



資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

III 施策の展開

施策の方向① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

児童・生徒の人権意識を高め、男女の固定的イメージや性別役割分担意識を持つことがないよう男女共同参画に関する教育を充実するとともに、性別にとらわれず多様な生き方ができるよう、男女共同参画の視点に立った指導を推進します。

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
14	18	人権教育全体計画等の充実	<p>【削除提案】人権教育全体計画は全小中学校作成、提出。指導計画に基づいて実施されており、本計画で進捗管理をする必要はないため。(前ページ本文に追記)</p> <p>【現行】 各学校の人権教育全体計画、年間指導計画の中に男女平等教育の視点を入れて実践する。</p>	学校教育課
12	19	人権教育・男女共同参画の視点に立った指導の推進 教職員の資質向上と管理職への指導強化	<p>校内研修や教育委員会等の研修を通して、人権教育及び男女共同参画の視点に立った指導の充実を図る。</p> <p>【現行】 校内倫理確立委員会の充実を図り、人権意識の高揚、男女共同参画について管理職を中心に全教職員を対象とした研修会を実施する。</p>	学校教育課

施策の方向② 家庭や社会における男女共同参画に関する教育・学習の推進

家庭や社会において男女共同参画の視点をもった教育・学習が行われるよう、地域の人材を活用しながら、意識啓発・学習機会の提供等を推進します。

※地域協働事業(コミュニティスクール)を入れる方向で再構築

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
13	6	市民の学びの場における学習機会の提供 生涯学習まちづくり 出前講座の活用	<p>市民大学等で講座を開催し、市民の自発的な学びの中で男女共同参画に関する学習機会や啓発の機会を創出する。</p> <p>【現行】 生涯学習まちづくり出前講座を活用し、男女共同参画に関係する内容について、市民団体等からの要請を受け、市民団体等に出向いて説明する。 ○ドメスティック・バイオレンス、ワーク・ライフ・バランスなど</p>	市民総合相談室 ※協働推進課 主管課事業のため 協働推進課

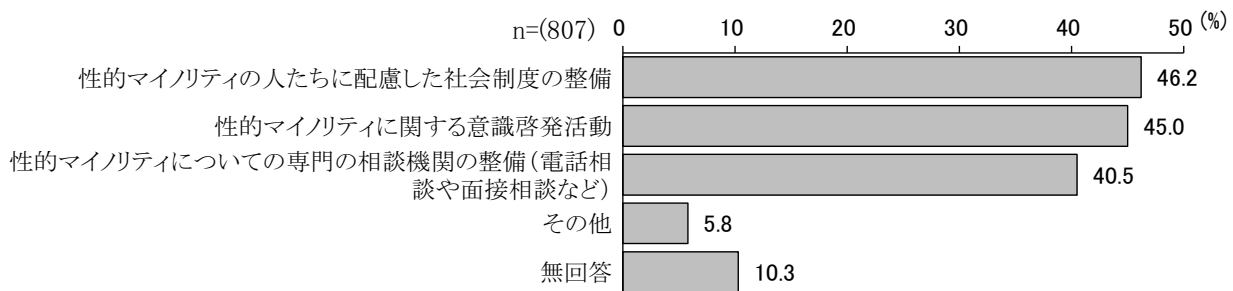
主要課題4 多様性の尊重

男女共同参画社会では、多様な生き方が尊重され、誰もがその人らしく生きられることが重要であり、性のあり方についても同様です。性的マイノリティ（LGBT等）は、性的指向や性自認を理由として、社会の偏見や生活上の困難に直面するといわれています。性的指向や性自認を理由とした差別や偏見をなくすための知識や理解を深めるとともに、当事者への支援が求められています。

市民意識・実態調査では、性的マイノリティ（LGBT等）という言葉について「内容を知っている」は39.3%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」は26.0%となっています。また、性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会をつくるために必要な取組については、「性的マイノリティの人たちに配慮した社会制度の整備」と並んで「性的マイノリティに関する意識啓発活動」「性的マイノリティについての専門の相談機関の整備（電話相談や面接相談など）」が挙げられており、支援が必要とされています。

地域・学校・職場などで多様な性のあり方について正しく理解し、差別や偏見をなくすよう理解促進と支援に取り組む必要があります。

性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会をつくるために必要な取組



資料：平成28年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 多様な性・多様な生き方への理解促進

性的指向・性自認などについて多様な性のあり方や、性的マイノリティ（LGBT等）について正しい理解を広めるための取組を推進します。

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
14	新	LGBTなど性的マイノリティへの理解促進のための啓発・教育	LGBTなど性的マイノリティへの理解促進のため、広報等を通じて広く啓発・教育を行う。	市民総合相談室
15	新	性に関する相談体制の充実	相談窓口で性的指向や性自認などについての悩みを相談できることについて周知するとともに、対応する職員や相談員の理解を深め、当事者が安心して相談できる体制をつくります。	市民総合相談室
16	新	性的マイノリティへの市職員の理解促進	研修や庁内通知を通じて、市民対応における配慮や庁内の職場環境向上に向け、市職員の性的マイノリティに対する理解促進を図る。	人事課

III 施策の展開

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
17	新	市の手続き等における配慮	市例規の様式の見直しを行い、性別で特定する必要がない手続きについては、性別欄を設定しないなど当事者の心理的負担の軽減を図る。	市民総合相談室
18	新	多様な性のあり方についての調査・研究	法制度の整備や施設内外の性別に関する表記方法の工夫、LGBT等を理解し支援する「アライ」*の育成など多様な生き方を支援する社会のあり方について調査・研究を進める。	市民総合相談室

*アライ

アライ (Ally)、正式にはストレートアライ (Straight Ally) と言い、LGBT 当事者ではないが LGBT の人たちの活動を支持し、支援している人たちのことを言います。米国で LGBT の人々を支援し、同性愛に対する嫌悪や偏見を持つ価値観などの解消を促すための活動 (Straight Alliance) が盛り上がり、これらを支持する人がアライ (Ally) と呼ばれるようになりました。

基本目標 2 男女がともに活躍できる環境づくり▶女性活躍推進計画◀

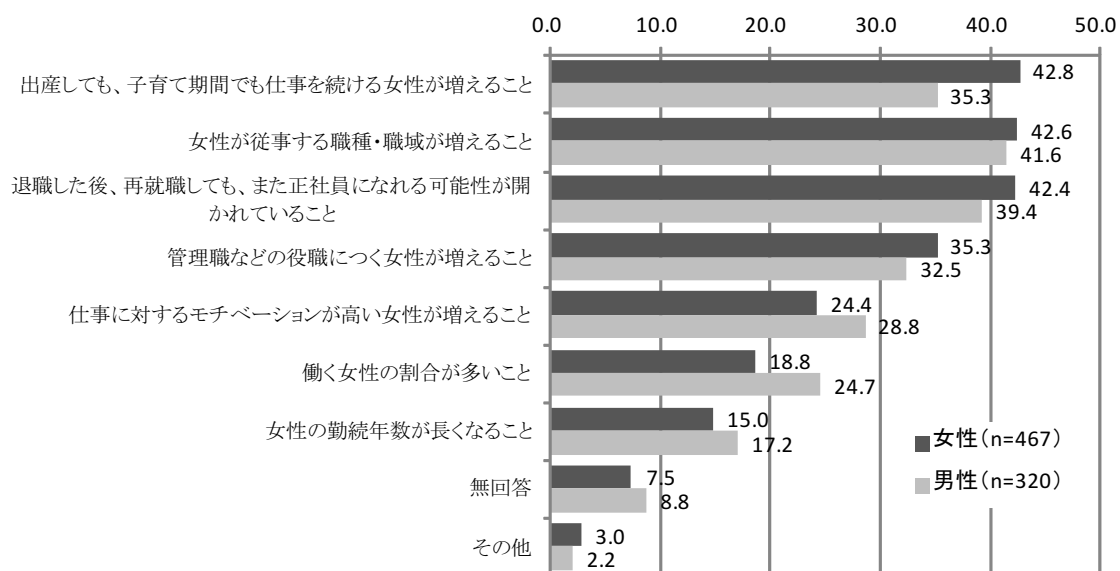
主要課題 1 女性の職業生活における活躍の推進

就労の場における男女共同参画の実現は、家庭や地域と並んでたいへん重要な課題です。少子高齢化、人口減少が進展する社会の中で、職業生活における女性の活躍が期待されており、「女性活躍推進法」が制定・施行されるなど、国の取組も進められています。また、埼玉県では、女性キャリアセンターを開設し、子育て期の女性の再就職を支援するための相談・職業紹介・セミナー等が行われています。

市民意識・実態調査では、働く場で「女性の活躍が推進されている」状態として、「出産しても、子育て期間でも仕事を続ける女性が増えること」、「女性が従事する職種・職域が増えること」、「退職した後、再就職しても、また正社員になる可能性が開かれていること」などが多く挙げられており、女性が働き続けることのさまたげになっている要因としては、「育児」「高齢者や病人の世話」「長く働き続けられるような職場の条件・制度が不十分」が多く挙げられています。ふじみ野市においても妊娠・出産・子育て期に女性の労働力率が低下するM字カーブとなっているほか、女性の就業者に占める非正規雇用の割合は約6割と高い状態が続いています。

女性が職業生活においても活躍するためには、長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しをはじめ、働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立を支援する取組を進めるとともに、一度退職した女性が再就職等にチャレンジしやすい環境をつくる必要があります。

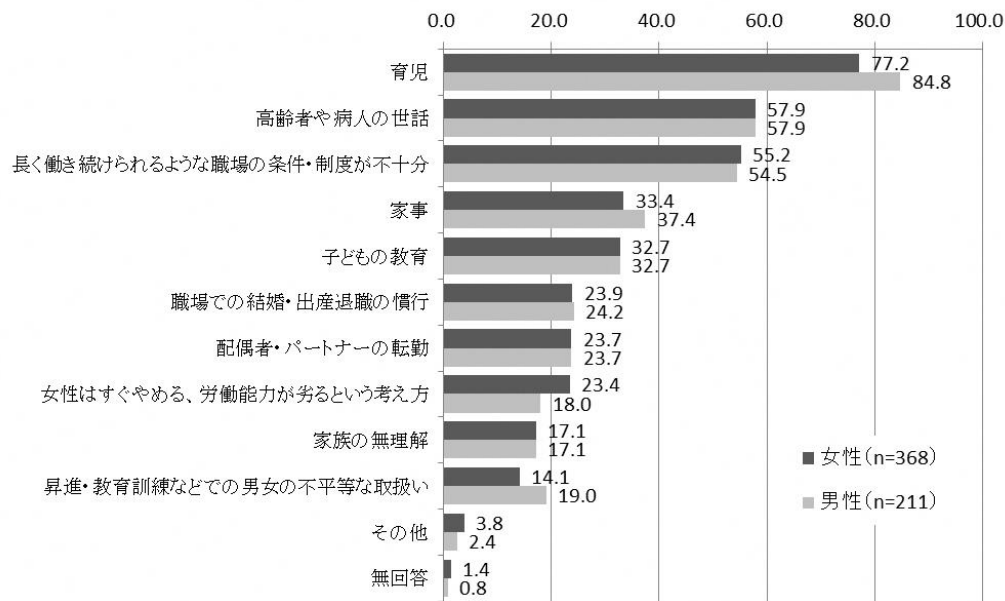
働く場で「女性の活躍が推進されている」状態について



資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

III 施策の展開

女性が働き続けることのさまたげになっている要因



資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 男女の均等な就労機会の確保

男女がともに多様な職種・職場での就労の機会を得、平等に評価を受け、いきいきと働けるよう事業所等に対する取組を進めます。

また、個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることがないように、女性活躍の視点に立った制度等の整備が必要である。

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
19	-	旧姓使用の場の拡大 マイナンバーカード 等への旧姓併記の推進	女性の一人ひとりが自らの希望に応じて活躍できる社会づくりに向け、住民基本台帳やマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが平成30年度以降に可能となるため、市民等への周知を積極的に図ることで、旧姓併記を推進する。	市民課
20	25	事業所・市民に対する 情報提供 セミナー等の情報提供	埼玉県女性キャリアセンター主催の講座や相談に関する情報提供のほか、様々な媒体を活用して情報提供を行う。 【現行】 男女ともに就労の機会が拡大するよう、主に男女共同参画を推進している関係機関からの就労に関する情報の提供に努める。	市民総合相談室
21	31	雇用・就労に関する法 制度の周知 非正規雇用等の労働 条件の向上	商工会やハローワーク川越など関係団体と連携し、市内事業所に対して雇用・就労に関する法制度等についての情報提供をする。 【現行】 関係機関と連携し、事業所等に対してパートタイム労働者・派遣労働者の雇用改善のための情報提供に努める。	産業振興課 福祉総合支援チーム

施策の方向② 就業のための相談・情報提供の充実

ハローワーク、ふるさとハローワーク、県等多様な機関と連携し、就労に関する相談・情報提供を進めます。

具体的施策

施策番号		施策名	内 容	担当課
新	現行			
22	28	求人の情報提供	<p>市民にとって身近なふるさとハローワークを活用し、就職・再就職を希望する女性への求人情報の提供と相談を実施し就職を支援する。</p> <p>【現行】 ハローワーク川越主管の求人情報の閲覧場所の設置。また、ハローワークの求人情報を閲覧できるよう市ホームページにリンクさせている。</p>	産業振興課
23	29	ビジネス支援コーナーの充実	<p>就業・起業・会社経営などに役立つ資料を集めたコーナーの充実を図る。</p> <p>【現行】 就業・起業・会社経営などに役立つ資料を集めたコーナーの充実を図る。</p>	上福岡図書館
24	30	女性の労働を支援するための情報提供	<p>県の女性キャリアセンターや各種相談窓口、セミナー等に関する情報提供を行う。</p> <p>【現行】 県のキャリアセンター・マザーズコーナー等の相談窓口の情報を提供する。</p>	産業振興課
25	新規	労働問題に関する相談	<p>賃金や労働条件など労働問題に関する相談体制の充実を図る。 ※内職相談＋市民相談</p>	市民総合相談室 産業振興課
26	33	内職相談の実施 就労相談の実施	<p>家庭の事情等により働く時間や場所に制約があり、自宅等での仕事を希望する内職希望者に対し、内職相談や情報提供、あっせん及び求人の開拓を行う。</p> <p>【現行】 *近隣市町村の事業所の開拓を進め、就労希望者に対し、相談や情報提供を行い、就労を支援する。</p>	産業振興課

III 施策の展開

施策の方向③ 働きたい・働き続けたい女性に対する支援の充実

出産・子育てとの両立や不安定な就労など女性の就労に関わる課題を解消し、働きたい・働き続けたい意欲を持つ女性を支援する総合的な取組を進めます。

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
27	新規	女性のための就労支援体制の充実	生活困窮者相談支援窓口では、生活保護受給者や生活困窮者、児童扶養手当受給者等を対象とした就労支援を行うジョブスポットふじみ野と連携し、利便性、効率性の高い支援で就職を促進する。	福祉課 福祉総合支援チーム 子育て支援課
24 再	30	女性の労働を支援するための情報提供	県の女性キャリアセンターや各種相談窓口、セミナー等に関する情報提供を行う。	産業振興課
			【現行】 県のキャリアセンター・マザーズコーナー等の相談窓口の情報を提供する。	
28	32	結婚・出産等で退職をした女性に向けた再就職の支援	再就職を希望する女性を対象としたセミナー等を開催し、ブランクがあることで生じる不安の除去やICTスキル向上など再就職への後押しをする。	産業振興課 市民総合相談室
			【現行】 結婚・出産等で退職をした女性、中高年の再就職を支援するためのセミナー等を開催する。	
29	新規	生活困窮者相談窓口の周知	生活困窮者の自立に向けた総合的な支援の一環として、就労に向けた寄り添い型支援を行うため、個別支援プランを作成し、ハローワーク等と連携して支援をする。	福祉総合支援チーム
30	新規	起業や多様な働き方への支援の充実 再就職・起業支援の充実	働きたい・働き続けたい女性が、希望に応じた多様な働き方を実現できるよう、起業や在宅ワーク*等に関する情報提供、セミナー等を開催する。	産業振興課

*在宅ワーク

自宅を就業場所として、企業に勤務する被雇用者が行うテレワークのことです。

施策の方向④ 事業所における取組の促進

事業所等においても働きやすい職場づくりや管理職等への女性の参画が進むよう情報提供を行います。

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
31	26	入札制度を活用した事業所等への啓発	<p>入札参加資格の審査申請受付時に、「次世代育成支援一般事業主行動計画届出書」及び「多様な働き方実践企業認定証等」の写しの提出を求める。</p> <p>【現行】 入札参加資格申請の際に、男女がともに働きやすい職場環境づくりを支援している資料を求めることで、事業所への啓発を推進する。</p>	契約・法務課
32	新	「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づく取組の推進	<p>事業所等における取組の推進に向け、プロポーザル形式での評価項目に働きやすい職場づくりや次世代育成、女性活躍推進を進めている事業所に加点する項目を加えるなどの検討を進める。</p> <p>※ヒアリングにて市内事業者保護の観点から、入札制度（総合評価方式）での加点等は採用しない、と回答有り。</p>	市民総合相談室
33	58	女性管理職登用促進に向けた啓発 事業所の女性管理職登用促進の必要性の啓発	<p>事業所等に対し、女性の管理職登用促進に向けた啓発・情報提供を行う。</p> <p>【現行】 事業所等における女性の管理職の登用を促進するための啓発・情報提供を行う。</p>	市民総合相談室

施策の方向⑤ 市の取組の推進

特定事業主行動計画に基づき、働きやすい職場づくりに向けた取組を推進します。

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
34	新	特定事業主行動計画*に基づく取組の推進	特定事業主行動計画に基づき、働きやすい職場づくりに向けた取組を推進する。	人事課

* 特定事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）より、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、301人以上の民間企業等）に義務付けられました。その中で、国や地方公共団体の機関については特定事業主として、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合などの数値を用いて達成しようとする目標と取組みの内容、実施時期を示し、計画を実行することとされています。

III 施策の展開

主要課題2 政策・方針の立案・決定の参画促進

社会や組織の活力を高めるためには、多様な人材を活用し、様々な立場の人の意見を取り入れることが重要であり、あらゆる分野に男女がともに参画する必要があります。

市民意識調査では、地方自治などの施策への女性の意見や考え方の反映度について、〈反映されている〉は3割台にとどまっており、特に女性の参画が進むべき分野としては、「国会・県議会・市町村議会等の議員」「企業の管理職、労働組合の幹部」「国の省庁、県庁、市町村の役所等」が多くなっています。

市では、審議会等委員に占める女性の割合を平成29年度までに35%とする目標に向かって、委員会や審議会の委員選定の場に働きかけを行うなど、政策・方針決定過程への女性の参画を推進してきましたが、市の審議会等委員に占める女性の割合は、31.9%（平成29年4月）にとどまっています。また、庁内の管理職（課長相当職）に占める女性の割合は15.0%（平成29年度）となっています。「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」に基づき、平成31年度までに副課長以上の管理職が25%以上となるよう取組を進めています。

事業所においても、方針決定の場への女性の参画や働きやすい職場づくりを推進する必要があります。取組が進むよう、情報提供等を行う必要があります。

施策の方向① 市の政策・方針の立案・決定過程への男女共同参画

市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、庁内外への働きかけや人材情報の集約・活用促進により審議会等への女性委員の登用を促進します。

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
35	54	まちづくり人材登録制度の活用	審議会の委員や施策推進の場に性別による偏りなく委員を登用できるよう、専門的知識を持つ人材の登録を進め、庁内外に制度活用の周知・働きかけを行う。 【現行】 ※重点施策8 あらゆる分野における女性の参加を拡大していくために女性の登録者の割合を35%以上となるように努める。	経営戦略室

施策番号		施策名	内 容	担当課
新	現行			
36	55	審議会等女性委員の構成割合の向上	<p>市の施策推進に重要な役割を担う審議会等でバランスよく多様な意見が反映されるよう、性別による偏りのない登用に向けた庁内外への働きかけを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 審議会等の女性委員の構成割合を40%以上となるよう努める。(県の目標：40%以上) ▶ 女性委員が一人もいない審議会等がゼロになるよう努める。 ▶ すべての審議会等で片側の性が30%を下回らない委員構成とする <p>【現行】 ※重点施策8 審議会等の女性委員の構成割合を35%以上となるよう努める。</p>	市民総合相談室
37	新	事業主行動計画の推進	<p>市内の事業所に対し、女性活躍推進法に基づき、残業削減など働きやすい職場づくりや女性管理職の登用などに関する目標を定める事業主行動計画の策定や着実な推進を推奨していく。</p>	市民総合相談室
38	56	女性職員の管理職への登用の推進	<p>平成28年度に策定した「ふじみ野市特定事業主行動計画」の推進により、働きやすい職場づくりや女性活躍推進に向けた取組を着実に推進する。</p> <p>【数値目標】 平成31年度までに女性職員の管理職（副課長以上）登用率を25%以上とする。</p> <p>【現行】 ※重点施策9 法に定める平等取扱いの原則と成績主義の枠組みを前提とする中で、人事評価制度の活用により、意欲と能力のある女性職員の管理職（課長相当職以上）への登用を10%になるように努める。</p>	人事課
39	57	女性職員の管理職登用に向けての研修・学習機会の確保	<p>女性職員が積極的に管理職を目指す職場づくりに向け、職員に対するキャリアデザインやマネジメントに関する研修・学習を実施する。</p> <p>【現行】 ※重点施策9 女性職員を積極的に管理職に登用するため、職員の意識改革や研修・学習ができるように体制を充実する。</p>	人事課

施策の方向① 仕事と家庭の両立支援の充実

仕事と家庭の両立を図るため、子育てとの両立のための保育サービスの充実や庁内、事業所での取組を促進します。

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
40	35	保育環境の整備充実	<p>多様な保育ニーズに対応できるよう、「子ども子育て支援事業計画」に基づき保育環境の整備充実を図る。 ※子育て支援に移動しても良いか。</p> <p>【現行】 多様化するニーズに対応できるよう、保育環境の整備充実を図る。 ○ファミリーサポートセンター ○保育所、認可保育園 ○一時保育</p>	保育課
41	36	ワーク・ライフ・バランスの推進	<p>一定の日をワーク・ライフ・バランスを推進する日と定め、庁内に定時に帰宅するよう働きかけ、家庭生活や自分の時間を充実させるよう促進する。</p> <p>【現行】 ※重点施策3 一定の日をワーク・ライフ・バランスを推進する日と定め、庁内に定時に帰宅するよう働きかけ、家庭生活や自分の時間を充実させるよう促進する。また、同様に事業所等に働きかける。</p>	人事課
10再	15再	事業所等へ向けた情報提供 ワーク・ライフ・バランスの推進	<p>市内事業者に向けて、長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しや働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立支援に関する埼玉県や市の取組についての情報提供を行う。 ▶情報誌「燦」やリーフレット等の配付</p> <p>【現行】 ※重点施策3 一定の日をワーク・ライフ・バランスを推進する日と定め、庁内に定時に帰宅するよう働きかけ、家庭生活や自分の時間を充実させるよう促進する。また、同様に事業所等に働きかける。</p>	市民総合相談室
42	新	事業所における「働き方改革」の促進	<p>長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しをはじめ、働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立を支援する事業所の取組を取組事例の情報提供や啓発等により促進する。</p>	市民総合相談室

基本目標3 あらゆる形態の暴力の根絶 ▶DV防止基本計画◀

主要課題1 あらゆる形態の暴力の根絶

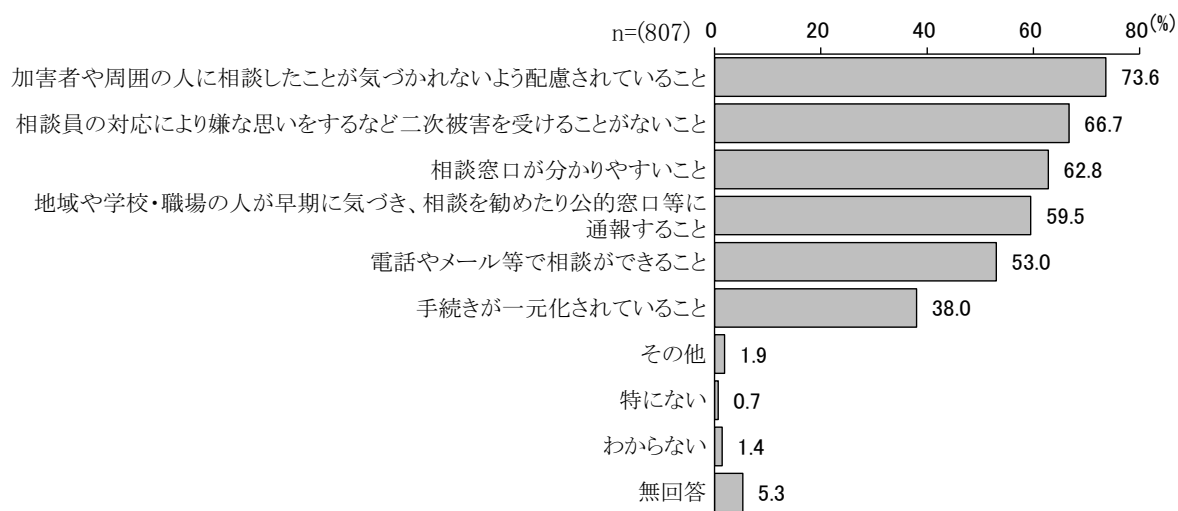
DVや性犯罪、ストーカーなどの暴力は相手の人権を侵害し、恐怖と不安を与える犯罪であり、決して許される行為ではありません。特にこれらの行為は女性が被害者になることが多く、その背景には、性別による固定的役割分担意識や経済力の格差などの意識や社会構造の問題があると考えられています。

市民意識調査では、配偶者等から暴力を受けた経験がある人（「何度もあった」と「1、2度あった」の合計）は、「大声でどなる」「何を言っても、長時間無視し続ける」「人権を否定するような暴言を言う」など精神的な暴力被害が多く、1割を超えています。男性の被害者もいることから、DVは女性だけの問題ではなく、誰もが被害者にも加害者にもならないよう暴力防止対策を推進する必要があります。

また、DVの被害発見や相談しやすい環境をつくるために必要なこととして、「加害者や周囲の人に相談したことが気づかれないよう配慮されていること」「相談員の対応により嫌な思いをするなど二次被害を受けることがないこと」などの配慮が求められています。

配偶者暴力支援センター等市で受け付けている配偶者等からの暴力に関する相談は、平成28年度に127件となりました。被害者が安心して相談に訪れ、支援を受けることができるよう、被害者の置かれている状況に配慮し、適切な相談対応と生活の支援を行う必要があります。

DVの被害発見や相談しやすい環境をつくるために必要なこと



資料：平成28年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援体制の充実

配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、許されるものではないという認識がすべての市民に浸透するよう、DV・デートDV*を防止するための広報・啓発の取組を強化するとともに、被害者に対するきめ細かな支援を関係機関と連携して進めます。

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
43	39	関係各課と連携したDV被害者の支援	<p>庁内支援体制の連携強化を図り、DV被害者を必要な支援に繋げる。また、DV被害者の支援のための事務取扱を定めた要綱等に基づき、住民記録等の保護を実施する。</p> <p>【現行】 DV被害者の支援のための事務取扱を定めた要綱等に基づき、住民記録等の保護を実施する。</p>	市民課 市民総合相談室
44	40	DV被害者支援ネットワーク体制の充実	<p>DV庁内連絡会議を活用し関係機関と円滑に連携し、DV被害者を総合的・適切に支援する。</p> <p>【現行】 ※重点施策5 DV庁内連絡会議を活用し関係機関と円滑に連携し、DV被害者を総合的・適切に支援する。</p>	市民総合相談室
45	42	NPO等の民間団体との協働	<p>DV被害者の緊急避難や支援強化のため、専門性の高いノウハウを持った民間団体との連携し、支援及び被害防止の啓発を図る。また、NPOが運営する施設を利用し、被害者が落ち着いて今後の生活等を考える居場所を提供する。</p> <p>【現行】 DV被害者の緊急避難や支援強化のため、民間団体との協働をすすめ、支援及び被害防止の啓発を図る。</p>	市民総合相談室

*デートDV

恋人同士など、親密な関係にある若者の間で起こる暴力のことをいいます。貸したお金を返さないなどの経済的暴力、無理やり性行為をしようとする、避妊に協力しないなどの性的暴力、携帯電話等を勝手に見るなどのデジタル暴力、大声でどなる、友人関係を制限するなどの精神的暴力などの行為が若年者においても起きており、将来、夫婦間の深刻なDVにつながる可能性があるといわれています。

III 施策の展開

施策の方向② 自立のための支援体制の充実

DV被害者が心身のケアを受け安全を確保された後、自立した生活に向けて踏み出すために、就労支援等当事者に寄り添った支援を行います。

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
46	新規	緊急時の安全確保	被害が急迫しているDV被害者を、県施設や宿泊施設等を利用して、身の安全が図られるよう、被害者本人の意思や意向を確認しつつ適切に支援する。	市民総合相談室 子育て支援課 福祉課
27 再	新規	女性のための就労支援体制の充実	生活困窮者相談支援窓口では、生活保護受給者や生活困窮者、児童扶養手当受給者等を対象とした就労支援を行うジョブスポットふじみ野と連携し、利便性、効率性の高い支援で就職を促進する。	福祉課 福祉総合支援チーム 子育て支援課

施策の方向③ 相談体制の充実

配偶者暴力相談支援センター等、身近な場で相談できる場を充実するとともに、発生防止、被害の深刻化防止のために相談窓口の周知を行います。

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
47	新規	配偶者暴力相談支援センターの周知	被害者や悩みを抱える人が利用できるよう、様々な機会・媒体を通して配偶者暴力相談支援センターの周知を行う。	市民総合相談室
48	41	DV・女性総合相談の充実	相談機会の充実や専門知識の経験をつんだ相談員を配置することで、相談体制の充実を図る。 【現行】 相談機会の充実や専門知識の経験をつんだ相談員を配置することで、相談体制の充実を図る。	市民総合相談室
49	新規	ストーカー、性暴力など多様化する相談対応の充実	相談機会の充実や専門知識の経験をつんだ相談員を配置することで、相談体制の充実を図る。	市民総合相談室

施策の方向④ セクシュアル・ハラスメント等への対応

様々なハラスメント行為やストーカー行為等の防止に向け、啓発活動や情報提供の充実を図ります。

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
50	46	セクシュアル・ハラスメント等ハラスメント行為*の防止に向けた啓発	市民や事業所向けにセクシュアル・ハラスメントを認識するための啓発をする。 【現行】 ※重点施策6 市民や事業所向けにセクシュアル・ハラスメントを認識するための啓発をする。	市民総合相談室
1 再	新規	人権侵害防止に向けた啓発	市役所ギャラリーや図書館など多くの市民が集まる場や広く情報が行き渡る媒体を通じて啓発活動を行う。	市民総合相談室
51	44	市職員を対象にした相談窓口の周知・対応	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどハラスメント行為の防止に向けて相談窓口の強化を図る。 【現行】 ※重点施策6 セクシュアル・ハラスメント防止員を各職場に配置し、セクシャル・ハラスメントの防止に努めるとともに、セクシャル・ハラスメント相談員を任命して相談窓口の強化を図る。	人事課
52	45	セクシュアル・ハラスメント等職員研修会の実施	全職員を対象に、「特定事業主行動計画」に基づきセクシュアル・ハラスメント等研修会を実施する。 【現行】 ※重点施策6 庁内のセクシャル・ハラスメントを未然に防ぐための研修会を計画的に実施する。	人事課

***ハラスメント行為**

ハラスメントとは「相手に迷惑をかけること」の意味であり、内容や加害者と被害者の関係により「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント（パワハラ）」「マタニティ・ハラスメント（マタハラ）」「モラル・ハラスメント（モラハラ）」などに分類されます。それらは、まったく別のものではなく、ハラスメントという意味で重なる部分もあります。

***パワー・ハラスメント（パワハラ）**

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいいます。

***マタニティ・ハラスメント（マタハラ）**

妊娠・出産したことや育児・介護のための制度を利用したこと等を理由として、上司・同僚が職場環境を害する言動を行うことをいいます。同じ理由で事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しないといった行為は「不利益取扱い」といい、いずれも男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法で禁止されています。

***モラル・ハラスメント（モラハラ）**

言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くさせることをいいます。

基本目標 4 社会参画の促進

主要課題 1 地域・社会活動への参画促進

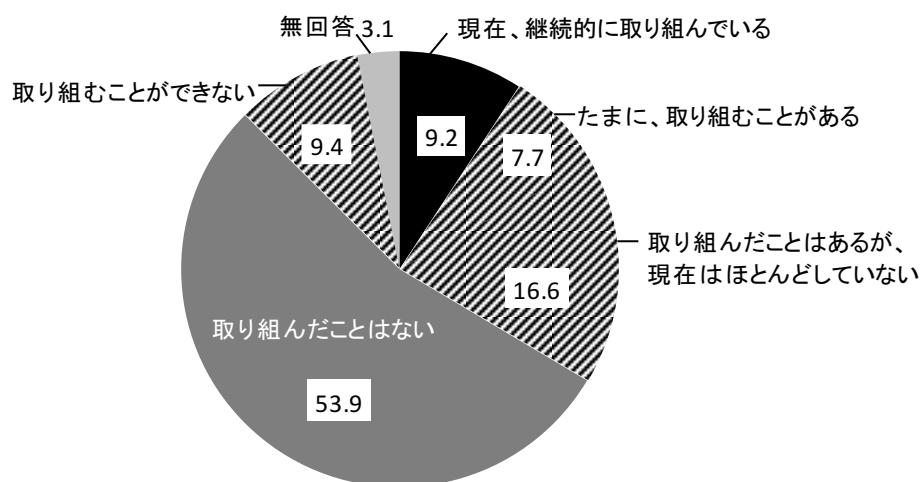
人々のニーズが多様化・複合化する社会の中で、様々な地域の課題を解決するには、市民や地域団体、ボランティア団体、事業者、行政が相互に連携して取り組む必要があります。

「地域福祉計画策定のためのアンケート調査」（平成 28 年度）では、地域活動やボランティア活動に＜取り組んだ経験がある人＞（「現在、継続的に取り組んでいる」、「たまに、取り組むことがある」、「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」の計）は、男性が 30.3%、女性が 36.2%と女性の方が多くなっています。

市では、「ふじみ野市地域福祉計画」を策定し、市民の主体的な地域・社会活動への参画を推進しています。ボランティア活動を活発化するためには、参加しやすいきっかけづくりや多様な人材を受け入れる雰囲気づくりなどを行い、男女がともに地域・社会活動に取り組む環境づくりが必要です。

地域活動の場では、活動の多くを女性が担っているにもかかわらず、代表者や主要な役員は男性が占める場合が多くみられることから、リーダーや主要な役割への女性の積極的な参画を促進する必要があります。

地域活動やボランティア活動への取組状況



資料：ふじみ野市地域福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 28 年度）

施策の方向① 地域・社会活動への参画促進

地域活動に男女がともに参画し、代表者や主要な役員への女性の就任を促進するため、地域で男女共同参画の推進に取り組む人材を活用した啓発事業の実施等により、男女共同参画意識の醸成を図ります。

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
53	47	男女共同参画を推進している活動団体および男女共同参画推進リーダーの育成	<p>市内で活動する団体に対して、国や県の取組などの情報を提供とともに、男女共同参画を推進するリーダーの育成を図る。</p> <p>【現行】 ※重点施策7 男女共同参画の意識を持った団体を育成するため支援をする。</p>	市民総合相談室
2 再 54	48	男女共同参画のまちづくり委託事業実施団体の拡充	<p>男女共同参画に関する市民の認識と理解を深めるための啓発事業を市民団体に委託し、市民の主体的な活動による男女共同参画社会の実現をめざす。 ※No.2市民参画による男女共同参画のまちづくり委託事業の推進と同内容と判断し統合。</p> <p>【現行】 ※重点施策7 公募による男女共同参画まちづくり委託事業の委託団体・提案事業を充実する。</p>	市民総合相談室
54	49	男女共同参画推進リーダーの育成 (施策53と統合)	<p>市民協働による意識啓発を推進するため、指導者の育成を図る。 ※実績は、「団体に、県や国立女性教育会館の研修の情報を提供し、地域の習得にあたっていただく」と記載あり。計画に掲載する必要があるか再検討。</p> <p>【現行】 市民協働による意識啓発を推進するため、指導者の育成を図る。</p>	市民総合相談室
55	50	市民活動支援センターの充実	<p>ボランティア活動、市民活動へのきっかけづくりや団体の活性化のために必要な助言を行うとともに市民活動交流会等の実施や活動に必要な場所や情報等を提供し、地域社会活動の支援を行う。</p> <p>【現行】 ボランティア活動、市民活動へのきっかけづくりや団体の活性化のために必要な助言を行うとともに市民活動交流会等の実施や活動に必要な場所や情報等を提供し、地域社会活動の援助を行う。</p>	協働推進課

III 施策の展開

施策番号		施策名	内 容	担当課
新	現行			
56	51	コミュニティー活動団体への支援	<p>幅広い年代の人が魅力を感じられるような心の触れ合う地域社会を目指し、「ふじみ野市コミュニティづくり推進連絡会」等が時代に則した活動ができるよう支援していく。</p> <p>【現行】 コミュニティづくり運動を推進する「ふじみ野市コミュニティづくり推進連絡会」に対し、活動援助のための補助金を交付する。</p>	協働推進課
57	52	町会・自治会等への支援	<p>地域に密着した活動を進める組織である町会、自治会、町内会及び自治組織連合会の活動への支援を行う。</p> <p>【現行】 地域に密着した活動を進める組織である「町会、自治会、町内会及び自治組織連合会」に、事業及び運営補助金を交付する。</p>	協働推進課

主要課題2 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震をはじめ、豪雨災害など大規模災害の経験から、地域防災計画における女性の参画、女性の視点をいかした避難所運営など防災、災害復興の分野への男女共同参画の視点に立った防災対策の必要性が再認識されています。

ふじみ野市では、地域防災計画に基づき防災・災害発生時の対応について対策を行っています。ふじみ野市防災会議における女性委員の割合は、15.2%（平成29年4月1日現在）となっており、より一層の女性の参画が望まれます。また、地域の自治会等の自主防災組織では、女性の視点に立って防災や災害時の避難所運営のしくみづくりを進めており、市内全域にこのような取組を広げていく必要があります。

施策の方向① 防災組織等における女性参画の促進

地域の自主防災組織での女性の活動を支援するとともに、男女共同参画の視点に立った市の防災対策を進めるため、防災会議への女性委員の参画を促進します。

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
58	新	自主防災組織における女性参画の促進	自治会・町会を中心とする自主防災組織への市民の参画を促進するとともに、女性防災リーダーの育成を促進する。	危機管理防災課
59	新	防災会議への女性委員の参画促進	市の防災・災害対策の方針を決定する防災会議における女性委員の参画を促進する。	危機管理防災課

施策の方向② 多様なニーズに即した災害対策・復興支援

防災用品の備蓄や災害時の避難所運営等において、女性や社会的弱者など多様なニーズに対応できる体制づくりを進めます。

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
60	新	多様なニーズに応える防災用品の整備 女性の視点を取り入れた防災用品の整備及び避難所運営	女性や社会的弱者など多様なニーズに対応する防災用品の備蓄を行う。	危機管理防災課
61	新	多様なニーズに配慮した避難所マニュアルの更新 多様なニーズに配慮した避難所マニュアルの作成	災害時の避難所運営の際に女性や社会的弱者など多様なニーズに対応できるよう避難所運営マニュアルの更新に合わせて取組の見直し・更新を行う。	危機管理防災課

III 施策の展開

主要課題3 国際理解・協力における男女共同参画の促進

国の男女共同参画の取組は、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動してこれを推進されてきており、市の施策においても国際的な議論や潮流を踏まえつつ推進する必要があります。

一方、身近な国際理解・協力の機会として、地域で共に暮らす外国籍市民への理解促進・交流があります。言語や慣習の違いで生活に困難やとまどいを抱える人も多く、地域の支援も欠かせません。市政運営においても多言語での広報活動を基本とし、外国籍市民が安全・安心して暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

また、平和は男女の平等に緊密に関係しており、平和と安全の維持・促進のためには、政策・意思決定過程や紛争予防・解決の場への女性の参画が不可欠です。紛争の被害者や難民の多くを女性や子どもが占めていることから、男女共同参画の視点が平和の維持・構築に重要であると考えられます。市では、市民の平和意識高揚に向けた啓発活動を継続的に行っていく必要があります。

施策の方向① 国際理解・協力と交流の促進・外国籍市民への理解と支援

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
62	59	外国籍市民の学習の場の充実と交流の促進 国際理解・協力と交流の推進	地域に住む外国籍市民の言葉による行き違い等のトラブルを緩和できるよう、日本語の初等学習支援と日本の行事や習慣を学ぶ機会を設けるとともに、地域との交流を図りともに豊かに暮らせる地域づくりを目指す。 ・にほんご教室	上福岡西公民館
			【現行】 学習会を通して外国人の文化に触れ合い、外国人との理解・交流を深めるための講座・教室等を実施する。	上福岡西公民館
			【現行】 地域に在住する外国人と日本人との交流や、外国人同士の交流を行い、相互理解を深め、ともに豊かに暮らせる地域づくりをめざす。 ○にほんご教室	大井中央公民館
63	59	国際理解・協力の推進 国際理解・協力と交流の推進	国際交流活動やボランティア活動への参加のきっかけとなるような講座を実施する。 ・国際交流ボランティア講座	上福岡西公民館 大井中央公民館
			【現行】 国際交流活動の意義やにほんご教室の活動趣旨を理解し、ボランティア活動の参加のきっかけとなるような講座を実施する。 ○国際交流ボランティア講座	上福岡西公民館
			【現行】 学習会を通して外国人の文化に触れ合い、外国人との理解・交流を深めるための講座・教室等を実施する。	大井中央公民館 上福岡西公民館
64	59	国際交流の推進 国際理解・協力と交流の推進	市民の国際交流活動を推進するため、国際交流センターと連携して交流の場の提供に努める。 【現行】 市民の国際交流活動を推進するため、交流の場の提供に努める。 ○国際フェスティバル等の共同開催	協働推進課
			日本語を母語としない外国籍市民が暮らす中で抱える仕事や家庭、子育てや教育などの悩みを受ける相談事業を多言語で実施する。 【現行】 外国籍市民が暮らす中で、仕事のこと、健康のこと、家族のこと、教育のことなど様々な悩みを受ける相談事業を多言語で実施する。	協働推進課

III 施策の展開

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
66	62	多言語による生活支援	<p>近隣市町と連携し、外国語版ホームページ（6ヶ国語）の運営及び外国籍市民生活ガイドブック（5ヶ国語）を作成し、日本語を母語としない外国籍市民の生活をサポートする。</p> <p>【現行】 外国版ホームページ（5ヶ国語）の運営及び外国籍市民生活ガイドブック（5ヶ国語）を作成する。</p>	協働推進課
67	63	多言語による防災・災害時の情報提供の推進 多言語による地震災害を想定した訓練の実施	<p>日本語を母語としない外国籍市民が防災の取組や災害時の情報を理解できるよう、多言語による情報提供のあり方を検討する。</p> <p>【現行】 市総合防災訓練において、多言語による災害広報を実施する。また外国人の防災訓練の参加を促進する。</p>	危機管理防災課

施策の方向② 平和活動の推進

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
68	60	平和意識の高揚	<p>市民参加による平和事業や平和教育を実施する。</p> <p>【現行】 市民参加による平和事業や平和教育を実施する。 ○平和パネル展 ○映画会 ○火工廠の歴史から平和の大切さを学ぶ</p>	社会教育課 協働推進課

基本目標 5 生涯にわたる健康支援

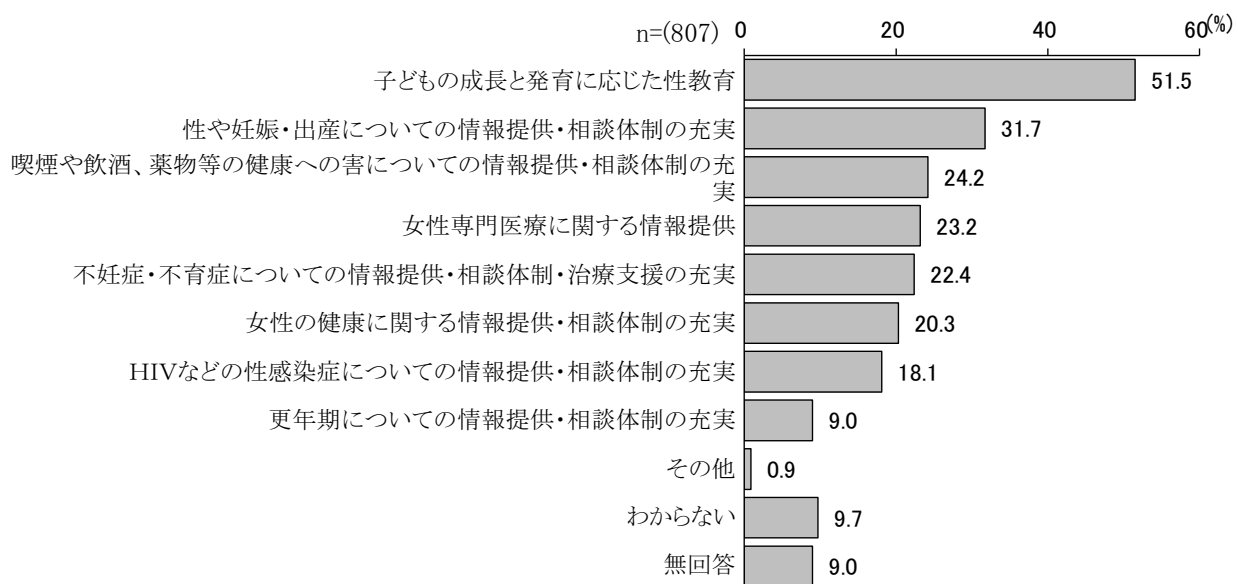
主要課題 1 性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発

健康の保持・増進はいきいきと活動するために必要不可欠なものです。特に女性は、妊娠・出産などにより、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性の生涯を通じた健康支援には、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）*の視点が特に重要です。性と生殖に関する健康とは、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由をもつことなど、子どもを持たないライフスタイルを選択する人々を含めた、すべての個人に保障されるべき健康概念です。また、性と生殖に関する権利とは、性に関する健康を享受する権利であり、具体的には、すべての人が子どもの数や出産する時期を自由に、責任をもって決定できるという権利です。

市民意識調査では、性と生殖に関する健康と権利の実現に必要なこととして、「子どもの成長と発育に応じた性教育」「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」が多く挙げられています。

このことから、性と生殖に関する健康づくりの支援の観点から、性感染症予防の知識に関する情報提供、性の尊厳に関することも含めて、幅広い世代に向けて適切な啓発活動を実施していきます。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの実現に必要なこと



資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

III 施策の展開

施策の方向① 性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発

具体的施策

施策番号		施策名	内 容	担当課
新	現行			
56	64	性教育、人権教育の充実【担当課の削除提案】 71で再構築	【削除】 【現行】 小・中学校における学習活動の中で指導計画に基づき性教育、人権教育の指導の充実を図る。	学校教育課
69	65	妊娠・出産に関する相談や学習の充実 性と生殖に関する相談や学習の充実	女性の健康と権利を守るため、妊娠・出産等の女性の健康に関する相談や学習機会の充実を図る。 ※健康相談、パパママセミナー 【現行】 女性の健康と権利を守るため、妊娠・出産等の女性の性や健康に関する相談や学習機会の充実を図る。	〈新〉 保健センター 市民総合相談室 ※実績なし
70	66	エイズ・性感染症に関する知識の普及啓発	保健所と連携して、エイズ等性感染症の予防や対処、正しい知識習得のための啓発・情報提供を行う。 【現行】 エイズ等性感染症の予防や対処、正しい知識を理解するよう普及啓発を図る。	保健センター
71	67	児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育支援 若年層への電話相談窓口などの情報提供	性や人権に関する悩みを抱える児童・生徒に対して、必要に応じて相談や質問ができる相談窓口等を支援(コーディネート)するとともに、児童生徒の発達段階に応じた適切な性と生殖に関する教育を進めます。 ・教育相談室の周知、相談窓口の情報提供 ・学校における体験的な学習及び保健体育の授業など発達段階に応じた性教育の実施 【現行】 性や人権の問題が深刻な状況にならないよう、気軽に相談や質問ができる窓口の情報提供をする。	学校教育課

主要課題2 母性の保護と母子保健の充実

女性自身が自分の身体について理解し、正しい情報のもとで健康な身体を維持し、自ら描いた将来のライフデザインをもとに、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、支援をする必要があります。

ふじみ野市では、安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくりに向け、妊娠期の相談や出産後の母子へのフォロー、乳幼児健診や子どもの発育・発達に関する相談体制を充実させるなど妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない総合的な支援を行っています。また、不妊等に悩む人に向けた検査・治療等に対する助成も取り組んでいますが、今後も母子保健に対するきめ細やかな取組をより一層推進する必要があります。

さらに、薬物乱用や喫煙、過度の飲酒は健康を害する危険性が高く、小・中学校では、国の学習指導要領に基づく指導計画により、啓発・教育を行っています。薬物や喫煙・過度の飲酒の健康被害に関する情報提供をすべての世代に向け継続するとともに、生殖機能や胎児への悪影響についても啓発・教育を推進していく必要があります。

施策の方向① 母性の保護と母子保健事業の充実

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
72	68	母子保健事業の充実	<p>子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない総合的な支援を行う。</p> <p>【現行】 保健師、栄養士、心理相談員による相談事業を実施する。 ○母子健康手帳の交付・妊婦一般健康診査・4か月児健診・10か月児相談・1歳6か月児健診・3歳児健診・育児相談・母乳相談・育児学級・幼児フォローアップ教室・離乳食づくり講座・発育発達相談</p>	保健センター
73	69	母性保護の理解と徹底	<p>母子健康手帳交付時等に情報提供を行うほか、妊婦とそのパートナー等を対象にセミナーを実施し啓発・情報提供を行う。</p> <p>▶パパママセミナー</p> <p>【現行】 母子健康手帳交付時等に趣旨啓発を行う。</p>	保健センター

III 施策の展開

施策の方向② 健康を脅かす問題への対策

具体的施策

施策番号		施策名	内 容	担当課
新	現行			
62	70	薬物乱用防止に向けての啓発	<p>【削除提案】学習指導要領により単元が決められており、市で取組内容ではないため。</p> <p>【現行】 児童生徒の薬物乱用防止に向け、厚生労働省が実施する薬物乱用防止啓発事業との連携による教育を推進する。</p>	学校教育課
74	71	薬物・喫煙・アルコールの害に関する啓発	<p>妊産婦をはじめ、健康講座等を通じて薬物・喫煙・過度の飲酒等が健康に及ぼす影響についての啓発・教育を行う。</p> <p>【現行】 喫煙・過度の飲酒等が健康に及ぼす影響について啓発・教育をする。</p>	<p><新> 保健センター</p> <p>学校教育課 【削除提案】 理由はNo.62と同様</p>

主要課題3 生涯を通じたところとからだの健康保持・増進

男女が互いの身体的な違いを十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会づくりを進める上で重要なことです。

心身の状況は、ライフサイクルを通じて変化しますが、女性は男性とは異なる健康上の問題に直面します。妊娠、出産、不妊、更年期障害など女性の健康をめぐる様々な問題があるほか、女性特有のがんには「乳がん」や「子宮がん」があり、いずれも若い世代でも罹患が見られることから、健康問題に関する意識づけや相談しやすい体制が必要です。一方で、生活習慣病や喫煙・飲酒が関係する疾病は男性に多くみられるなど、心身の健康には、生活面や社会的な関わりなども関係すると考えられています。

生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活を送るためには、何よりも普段の生活の中で自らの健康状態を確認し、主体的に健康の維持・管理を行うことが必要です。健康づくりや健診・検診に関する啓発や受診しやすい体制をつくる必要があります。

また、社会情勢が目まぐるしく変化する今日、ストレスや不安感を抱える人が多くなっています。普段の生活で睡眠や休養に気を配り、心身の健康の保持・増進に留意する必要があることから、市民の健康づくりへの取組を推進するとともに、相談体制の充実が必要です。

施策の方向① 健康づくり事業の実施

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
75	72	健康づくりの推進 健康づくりの増進	「スポーツ推進計画」に基づき、幼児からお年寄りまで誰もが気軽に参加できるスポーツ大会やイベント等を開催する。 【現行】 幼児からお年寄り、働いている人だれでもが気軽に参加できるスポーツ大会等を開催する。	文化・スポーツ振興課

施策の方向② 生涯を通じたところとからだの健康保持・増進

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
76	73	健康管理に関する啓発 活動の推進	市民の自主的・自発的な健康づくりを促進するため健康に関する各種セミナーや教室、健康相談を実施する。 【現行】 健康管理を促進するため健康に関するセミナーや教室を実施する。	保健センター

III 施策の展開

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
66	74	生活習慣病予防対策の促進	<p>【削除提案】 ※事業内容が同一であるNo.76（現行73）に統合するため</p> <p>【現行】 生活習慣病予防を重点とし、健康相談・健康教育を実施する。</p>	保健センター
77	76	健康診査の受診勧奨	<p>健康診査の受診勧奨のため、周知・啓発を行うとともに、健診後の保健指導を行う。</p> <p>【現行】 生活習慣病予防として健康状態及び生活習慣の改善を図るよう、国民健康保険加入者のうち40歳から74歳の人を対象に、特定健診、特定保健指導を実施する。</p>	保健センター
78	75	がんの早期発見、早期治療にむけての検診の実施	<p>【削除提案】※計画に掲載必要が再検討。</p> <p>【現行】 ※重点施策10 各種がん検診を実施し、早期発見・早期治療により生活習慣の見直しを図る。</p>	保健センター

施策の方向③ こころとからだの相談の充実

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
79	新	健康相談	健康・栄養・生活習慣等に関する相談事業を行う。	保健センター
80	新	こころの健康相談	精神科医、臨床心理士等によるこころの健康相談事業を行う。	保健センター
81	新	ひきこもりに関する相談	生活困窮者相談支援窓口では、社会とのつながりが持てず、ひきこもり状態にある当事者や家族を対象に、心理や福祉分野の専門職や関係機関等と連携し、社会的自立や就労に向けた支援を促進する。	福祉総合支援チーム

基本目標6 生活福祉の向上

主要課題1 次世代を育成するための環境づくり

核家族化が進み、家族・親族内の世代間のつながりが薄れる社会の中で、家庭から出ることができず話し相手がない、子育ての困難さに自分では気づかないなど子育ての状況が深刻になっています。子育てに関する情報に接していない、悩みの相談先がない、子育て家庭同士の交流がないなど孤立する家庭に対しては、虐待防止の観点からも特に支援が必要です。

ふじみ野市では、子育て世代包括支援センターとして、妊娠から子育てにわたる総合的な支援を行っており、子どもの発育状態や家庭の子育て環境や保護者の状態を確認して相談や子育て情報の提供を行っています。特に課題を抱える家庭に対しては、子どもの健康や子育てのしかたなど保護者の悩みに寄り添う体制が必要です。

子育て支援センターや市内保育施設等と連携し、講座の開催や交流の場などを通じて地域全体で子どもの健やかな成長を促進する取組が今後も必要となっています。

施策の方向① 子育て支援体制の充実

多様なニーズに応えるための教育・保育サービスの充実に努めるとともに、施設や交流、相談事業の充実により子育てしやすい環境整備を推進します。

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
84	新	子育てに関する相談・情報提供の充実	【削除】他事業を精査することで、削除。	
82	79	子育て世代包括支援センター機能の充実 地域子育て支援センター事業の充実	<p>子育て世代包括支援センター機能の充実により、地域の子育て中の家庭が、育児不安について気軽に相談ができるように親子の居場所提供、子育てサークルの育成、支援、子育てに関する情報の提供、学習の機会を提供し、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域子育て支援センター相談事業等を充実する。</p> <p>【現行】 地域の子育て中の家庭が、育児不安について気軽に相談ができるように親子の居場所提供、子育てサークルの育成、支援、子育てに関する情報の提供、学習の機会を提供し、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域子育て支援センター相談事業等を充実する。</p>	子育て支援課

III 施策の展開

施策番号		施策名	内 容	担当課
新	現行			
83	80	子育て支援のネットワーク化の構築	<p>子育てに関する関係機関が連携し、情報の共有を図り、子育て家庭に子育て情報を効率的に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前子育てサロン ・子育て支援拠点連絡会議 ・子育てサロン事業 <p>【現行】 ※重点施策11 次世代育成支援行動計画に基づき、関係機関とネットワーク化を図る。</p>	子育て支援課
84	17	子育て支援の情報や講座・相談の充実 子育て世代を対象とした育児相談の場づくり	<p>子育てに関する相談、援助や講座を実施し、子育て家庭が抱える悩みの課題の解決につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流の場の提供と交流の促進→次項へ移動 ・子育てサークル育成・支援・交流会の実施→次項へ移動 ・子育てに関する相談、援助の実施 ・子育てコンシェルジュ事業の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て・子育て支援に関する講習等の実施 <p>【現行】 子育て世代が集まる場をつくり、育児相談ができるような機会を設ける。</p>	子育て支援課
88	新	子どもと子育て家庭の交流の場の提供	【削除】他事業を精査することで、削除。	子育て支援課
85	83	子育て親子の交流の促進 子育てふれあい広場事業の充実	<p>子育て親子の交流の場の提供と交流、子育て等に関する相談、援助、地域の子育て関連の情報提供、講演会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てふれあい広場事業の充実 <p>【現行】 子育て親子の交流の場の提供と交流、子育て等に関する相談、援助、地域の子育て関連の情報提供、講演会を実施する。</p>	子育て支援課
86	81	子育て支援の講座の開催	<p>子育て中の親が子育ての悩みを軽減でき、情報交換や仲間づくりができるように講座を開催する。</p> <p>【現行】 子育て中の親が子育ての悩みを軽減でき、情報交換や仲間づくりができるように講座を開催する。</p>	上福岡公民館
87	81	子育て支援の講座の開催	<p>子育て中の親が子育ての悩みを軽減でき、情報交換や仲間づくりができるように講座を開催する。</p> <p>【現行】 子育て中の親が子育ての悩みを軽減でき、情報交換や仲間づくりができるように講座を開催する。</p>	大井中央公民館

施策番号		施策名	内 容	担当課
新	現行			
88	82	子育てサークル活動の充実	<p>子育て中の親が孤独化しないようにするため、子育て配信メールを利用し情報発信を行い、情報交換や仲間づくりができるよう事業を実施する。</p> <p>【現行】 子育て中の親が孤独化しないようにするため、子育て配信メールを利用し情報発信を行い、情報交換や仲間づくりができるよう事業を実施する。</p>	上福岡西公民館
89	78	児童・生徒に対する相談支援 さわやか相談室・教育相談室の充実	<p>教育相談室で、児童生徒、保護者からの悩みごとの相談や解消に向けての相談活動を行う。各中学校のさわやか相談員及びスクールカウンセラーによる学区の小学校への訪問、相談活動を通して児童生徒の具体的な悩みや相談に対応し、学校と連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談室での相談活動 ・全中学校にさわやか相談員を配置 <p>【現行】 教育相談室で、児童生徒、保護者からの悩みごとの相談や解消に向けての相談活動を行う。各中学校のさわやか相談員及びスクールカウンセラーによる学区の小学校への訪問、相談活動を通して児童生徒の具体的な悩みや相談に対応し、学校と連携を図る。</p>	学校教育課
90	86	放課後児童クラブの充実	<p>【削除提案】掲載必要か再検討 NPO法人を指定管理者として事業を実施し、保護者が就労等で日中留守にすることが常態である児童の放課後保育を充実する。</p> <p>【現行】 NPO法人を指定管理者として事業を実施し、保護者が就労等で日中留守にすることが常態である児童の放課後保育を充実する。</p>	子育て支援課

配慮が必要な子どもの育ちを見守り・支援する

施策番号		施策名	内 容	担当課
新	現行			
94	新	配慮が必要な子どもの育ちを地域で見守る	【削除】他事業を精査することで、削除。	
91	77	児童の虐待防止ネットワークの強化	<p>要保護児童対策協議会による情報交換や具体策の展開により、児童虐待の防止と早期発見、対応について取り組む。</p> <p>【現行】 要保護児童対策協議会による情報交換や具体策の展開により、児童虐待の防止と早期発見、対応について取り組む。</p>	福祉課

III 施策の展開

施策番号		施策名	内 容	担当課
新	現行			
92	84	外国籍児童生徒の教育支援	日本語適応指導員を配置し、日本語の指導を通して学習支援・就学への支援を実施する。 【現行】 日本語適応指導員を配置し、日本語の指導を通して就学への支援を実施する。	学校教育課
93	85	子育て家庭・ひとり親家庭に対するきめ細かな支援 子育て家庭・ひとり親家庭におけるニーズの把握	相談事業を通じて子育て家庭やひとり親家庭のニーズを把握し、状況に応じた支援を行う。 【現行】 子育ての家庭、ひとり親家庭のニーズを把握し、今後の施策・事業に結びつけるための調査に努める。	子育て支援課
94	94	地域、企業と一体となって行う子育て家庭応援 経済的支援事業への協力	【削除提案】 中学3年生までの子どもまたは妊娠中の人がある家庭に優待カードが配布され、協賛店舗で提示し割引などのサービスを受けられる埼玉県が実施する事業に協力する。 ○パパママ応援ショップ事業 【現行】 中学3年生までの子どもまたは妊娠中の人がある家庭に優待カードが配布され、協賛店舗で提示し割引などのサービスを受けられる埼玉県が実施する事業に協力する。 ○パパママ応援ショップ事業	子育て支援課

施策の方向② 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、医療費や就園・就学に係る費用に関する支援を行います。

具体的施策

施策番号		施策名	内 容	担当課
新	現行			
95	89	こども医療費助成制度	入院・通院ともに中学3年生までのこどもを対象にし、医療保険による診療費を全額公費（市費）で負担する。 【現行】 入院・通院ともに中学3年生までのこどもを対象にし、医療保険による診療費を全額公費（市費）で負担する。	子育て支援課
95	90	私立幼稚園就園奨励費補助金交付	【削除提案】特別な家庭に対する支援以外の個別の補助金・援助事業は不掲載で統一とすることを検討。 【現行】 国が実施する幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による入園料及び保育料の減免措置を実施している私立幼稚園の設置者に対し、補助金を交付する。	保 育 課

施策番号		施策名	内 容	担当課
新	現行			
82	91	就学援助事業	<p>【位置付け変更】</p> <p>※2-①経済的困難を抱える家庭への支援の充実へ</p> <p>—[現行]—</p> <p>経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費、医療費及び学校給食費等の教育に要する経費の一部を援助する。</p>	学校教育課
84	93	認可外保育施設奨励費補助金交付	<p>【削除提案】 特別な家庭に対する支援以外の個別の補助金・援助事業は不掲載で統一とすることを検討。</p> <p>—[現行]—</p> <p>認可外保育施設に通園する市内在住の3～5歳までの児童にかかわる入園料及び保育料を世帯の所得に応じて減額する。</p>	子育て支援課

III 施策の展開

主要課題2 困難を抱える家庭への支援の充実

平成27年の国民生活基礎調査の結果によると、子どものいる家庭の貧困率は13.9%、国民全体の中で生活の苦しい人の割合は15.6%となっています。いずれも平成24年より改善していますが、経済的な困難を抱える家庭は少なくありません。

現在、子どもの貧困対策として、学習支援やこども食堂などによる食事の提供など行政や地域のNPO等による活動が増えてきています。また、貧困状態に陥る家庭は、ひとり親家庭に多く、子育ても仕事もすべて一人で抱え、低収入や不安定な形態での就労を余儀なくされるケースも多くなっています。保護者のこのような課題は、子どもの教育機会や社会的な格差につながり、子ども自身の未来にも悪影響が及ぶという世代間での貧困の連鎖を生むことが指摘されています。子ども達が、家庭など置かれた環境に左右されずに等しくチャンスを与えられ、希望を持って将来を目指すことができるよう、経済的な困難を抱える家庭の子どもに対するきめ細かい支援が求められる一方で、保護者の安定した就労の確保や子育ての負担を軽減する措置を講じることも重要です。

一方、国立社会保障・人口問題研究所の調査などによると、20～64歳の単身女性の3割超が、年収125万円未満で暮らす貧困層であるという結果が出ています。単身女性が貧困に陥るリスクは、就労や健康問題とも関連し、年齢の上昇とともに高まります。

経済的困難を抱える家庭への経済的支援と並行して、就労支援等の自立に向けた支援を個別の家庭・人の状態に合わせて継続的に行う必要があります

施策の方向① 経済的困難を抱える家庭への支援の充実

※奨学金貸付、入学準備金貸付制度など子どもの経済的支援に関わるもの

のとして入れる方向で再構築の予定

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
96	新	生活困窮者自立支援制度の活用の推進	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困難な状況にある人の抱える問題に、生活の安定、自立を目指して包括的・総合的に支援を行う。	福祉総合支援チーム
97	新	子どもの貧困対策の推進	子ども未来応援プランに基づき、経済的困難を抱える家庭の子どもに対して経済的支援や学習や生活の支援など総合的な支援を行う。	福祉総合支援チーム

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
98	27 -2	生活困窮者自立相談支援事業	<p>生活困窮者自立支援法に基づき、専門の機関を活用して就労支援員を配置し、ジョブスポットふじみ野と連携を取りながら、日常的、社会的、経済的支援を含めた就労支援を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶就労支援 ▶就労準備支援→国の動向見極め事業展開 ▶住居確保給付金→国の動向見極め事業展開 <p>【現行】 生活困窮者自立支援法に基づき、専門の機関を活用して就労支援員を配置し、ハローワークと連携を取りながら、日常的、社会的、経済的支援を含めた就労支援を推進していく。支援の内容としては求職や就労に伴う支援セミナーや相談、情報提供を行い、対象者の状況に合わせた支援プランを立て寄り添い型支援を行っていく。また、ふじみ野市周辺の企業開拓をおこなっていく。</p>	福祉総合支援チーム
99	91	就学援助事業	<p>【位置付け変更】 ※1-②子育て家庭への経済的支援から移動</p> <p>経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費、医療費及び学校給食費等の教育に要する経費の一部を援助する。</p> <p>【現行】 経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費、医療費及び学校給食費等の教育に要する経費の一部を援助する。</p>	学校教育課

施策の方向② 安心・安全な生活環境の確立

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
100	新	生活困窮者相談窓口の充実	<p>生活困難な状況にある人の抱える問題に対する専門的な相談対応の充実と各種機関等との連携による包括的な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶専門相談・支援 ▶相談支援、ひきこもりに関する相談 	福祉総合支援チーム
101	新	多機関の協働による包括的支援体制の構築	<p>複合的な課題を抱え、社会的に孤立しやすい生活困窮者の支援を中心に、多様な相談機関が連携、協働して支援する多機関の協働による包括的な支援体制を構築し、地域住民を含めた支え合いのまちづくりを進めることで、支援を要する人の早期発見、迅速に支援につなげることで問題解決や住民の社会参加の促進を図る。</p>	福祉総合支援チーム

主要課題3 ひとり親家庭の福祉の充実

ひとり親家庭、特に母子家庭では不安定な就労や雇用条件の悪い就労をする母親も多く、経済的な困難を抱える家庭が少なくありません。国民生活基礎調査では、ひとり親家庭の貧困率は依然として50%を超えているとされています。国では、「すくすくサポート・プロジェクト」によりひとり親家庭支援施策を拡充しています。

母子家庭の母等が、よりよい収入・雇用条件等で就労することにより、経済的な自立が図られるようにするため、就業支援は非常に重要です。

さらに、ひとり親家庭では家庭内の問題や悩みを家族・親族内で共有する先がなく、解決が先送りされた結果、子どもの非行や虐待など問題を抱えてしまうことがあります。経済的な問題だけでなく、教育・子育てや離婚問題、DV 被害などひとり親家庭が抱える悩みに応じる相談体制の充実も重要です。

施策の方向① ひとり親家庭の生活の安定への支援

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
102	新	ひとり親家庭に対する経済的支援等	<p>【検討】※No.102を削除し、103と104に振り分けるか再検討。 ひとり親家庭を対象に必要な経済的支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ひとり親家庭等医療費助成制度 ▶ひとり親家庭児童高校入学準備金支給事業 	子育て支援課
103	98	ひとり親家庭等医療費助成制度	<p>ひとり親家庭を対象に、医療保険による診療費を全額又は一部を公費（市費）負担で実施する。</p> <p>【現行】 母子家庭等を対象に、医療保険による診療費を全額又は一部を公費（市費）負担で実施する。</p>	子育て支援課
104	99	ひとり親家庭児童高校入学準備金支給事業	<p>ひとり親家庭等の児童が、国公立私立高校、専門学校等に入学する場合に、非課税世帯を対象に入学準備金を支給し経済的支援を実施する。</p> <p>【現行】 私立・公立高等学校・専門学校等に入学を予定している母子世帯に対して一定の条件を満たした場合に入学準備金を支給し、経済面での支援を行う。</p>	子育て支援課

施策の方向② ひとり親家庭の相談・緊急援助の充実
具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
105	100	ひとり親家庭等の自立に向けた支援	<p>【検討】※施策の方向①に移動するか。 ひとり親家庭等を総合的に支援するため、相談体制を充実する。</p> <p>【現行】 ※重点施策12 母子家庭を総合的に支援するため、相談体制を充実する。また、自立支援の一環として、職業能力開発等により効果的な就業支援を行う。</p>	子育て支援課
106	101	ひとり親家庭等の緊急一時保護体制の充実	<p>緊急に避難する親子等に対し、一時保護ができる母子生活支援施設等へ入所できるように関係機関と連携を図る。また、母子生活支援施設への入所手続きの際に一時避難が必要な親子等に対し、緊急避難支援として宿泊費等を支給する。</p> <p>【現行】 緊急に避難する母子等に対し、一時保護ができる母子生活支援施設へ入所できるように関係機関と連携を図る。また、母子生活支援施設への入所手続きの際に一時避難が必要な母子等に対し、緊急避難支援として宿泊費等を支給する。</p>	子育て支援課

III 施策の展開

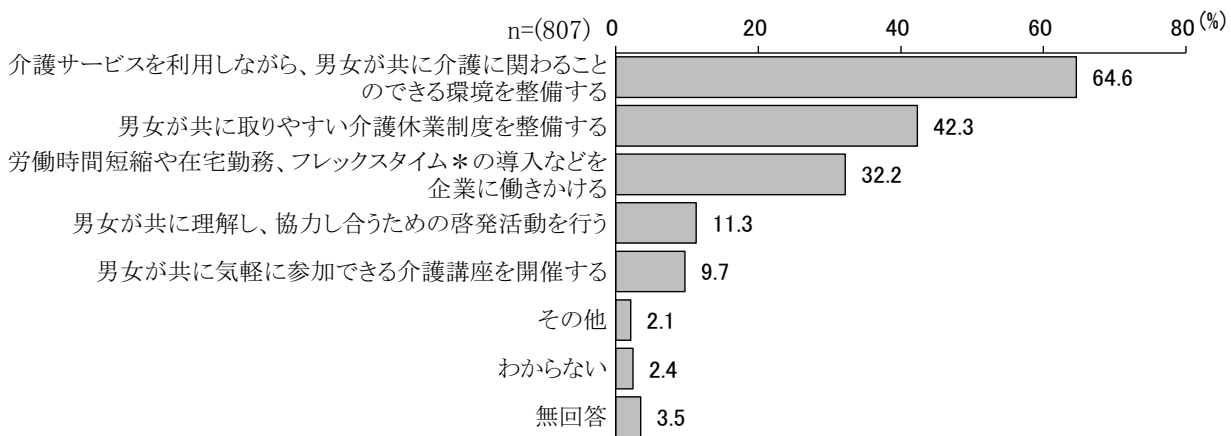
主要課題4 高齢者・障がい児（者）の福祉の充実

高齢化が進み、高齢者の介護の問題は、家庭だけでなく地域でも深刻な問題となっています。ふじみ野市においても、要介護高齢者の数は増加しており、要介護状態の重度化も進むため、介護負担は極めて大きなものとなることが予測されます。また、高齢化とあわせて障がいのある人の数も増加傾向にあり、障がいのある人の高齢化も進むため、高齢者や障がいのある人の介護はより多くの家庭で課題となっていくと考えられます。

市民意識調査では、男女が協力して介護を担うために必要なこととして、「介護サービスを利用しながら、男女が共に介護に関わることのできる環境を整備する」64.6%、「男女が共に取りやすい介護休業制度を整備する」42.3%、「労働時間短縮や在宅勤務、フレックスタイムの導入などを企業に働きかける」32.2%などが挙げられており、福祉サービスの充実だけでなく、働く場での制度や働き方の変革が求められています。

ふじみ野市では、高齢者や障がいのある人の地域での生活を支援し、家族介護者の負担を軽減するためのサービスの充実や地域での支援を進めており、今後、増加する多様なニーズに応えるためにも、関係機関と連携した支援を充実するとともに、仕事と介護との「両立」について事業所等への働きかけ等の取組が重要になります。

男女が協力して介護を担うために必要なこと



資料：平成 28 年度ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 地域での暮らしを支える生活支援の充実福祉サービスの充実

高齢者・障がい児（者）の地域での暮らしを支えるため、地域包括ケアの構想に基づき、福祉サービスの充実を図ります。

具体的施策

施策番号		施策名	内 容	担当課
新	現行			
107	新	地域包括ケアシステムの充実	<p>高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供し、地域包括ケアシステムの確立を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■医療と介護との連携 ■生活支援サービスの充実 ■認知症支援策の充実 ■高齢者に配慮した住環境の整備 ■地域包括支援センターの強化 	高齢福祉課
97	107	地域包括支援センターの充実	<p>【削除提案】 No.107「地域包括ケアシステムの充実」にまとめたため。</p> <p>【現行】 高齢者の孤立化を防ぎ、高齢者やその家族が安心して生活ができるように、介護・福祉・保健の専門職が連携しながら支援する。</p>	高齢福祉課
108	108	高齢者・介護に関するニーズの把握	<p>高齢者がいきいきと暮らせるよう介護に関するニーズを把握し、今後の施策・事業に結びつけるための調査に努める。</p> <p>【現行】 高齢者がいきいきと暮らせるよう介護に関するニーズを把握し、今後の施策・事業に結びつけるための調査に努める。</p>	高齢福祉課
109	102	介護相談員の活動の支援	<p>地域福祉の推進のため、高齢者の相談に対する介護相談員に、随時研修等の場を提供して活動の支援をする。</p> <p>【現行】 地域福祉の推進のため、高齢者の相談に対する介護相談員に、随時研修等の場を提供して活動の支援をする。</p>	高齢福祉課
110	103	在宅高齢者サービスの実施	<p>65歳以上の高齢者や要介護認定者の日常生活の利便を図るとともに、介護者の負担を軽減させるための各種サービスを提供する。</p> <p>【現行】 65歳以上の高齢者や要介護認定者の日常生活の利便を図るとともに、介護者の負担を軽減させるための各種サービスを提供する。</p>	高齢福祉課

III 施策の展開

施策番号		施策名	内 容	担当課
新	現行			
111	104	障がい福祉サービス等の提供	<p>障害者基本法及び障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図るため、障がいの種別や支援の度合に応じて必要とするサービスを受けられるよう支援する。</p> <p>【現行】 障害者基本法及び障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、障がいの種別や程度に応じて必要とするサービスを受けられるよう支援する。</p>	障がい福祉課
112	105	地域生活支援事業の充実	<p>障がいのある人の相談に応じ必要な情報の提供を行う相談支援事業、手話通訳者の派遣等を行う意思疎通支援事業、屋外での移動が困難な障がいのある人に対して外出のための支援を行う移動支援等、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を行う。</p> <p>【現行】 障がい者の相談に応じ必要な情報の提供を行う相談支援事業、手話通訳者の派遣等を行うコミュニケーション支援事業、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための支援を行う移動支援等、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を行う。</p>	障がい福祉課
113	106	障がい児（者）の日常生活支援・社会参加の支援	<p>【削除】No.111に含めるため。 障がい児（者）の状態やニーズに沿ったサービスを受けられるよう支援する。</p> <p>【現行】 社会生活圏の拡大及び福祉の増進等を目的とし障がい者を支援する。 ○在宅重度心身障害者手当等の支給 ○福祉タクシー利用料金の助成</p>	障がい福祉課

施策の方向② 高齢者・障がい児（者）の社会参加・権利擁護の推進

高齢者・障がい児（者）が安心して生活できるよう、社会参加・権利擁護を推進します。

具体的施策

施策番号		施策名	内容	担当課
新	現行			
114	新	相談支援・指導の充実	高齢者や障がいのある人などが安心して生活が送れるよう、関係機関等との連携や地域での見守り体制を構築し、相談支援の充実を図るなど問題解決に結びつきやすい環境を整えます。	高齢福祉課 障がい福祉課 消費生活センター
115	新	権利擁護の推進	・担当課職員が適切なアセスメントができるよう専門家によるコンサルが受けられる体制により、迅速な支援に繋がっています。 ・市民後見人の育成・支援により地域との連携・協働を図るとともに、高齢者や障がいのある人の生活支援体制の充実を推進していきます。	高齢福祉課 障がい福祉課 市民総合相談室
116	109	障害者就労支援センターの運営	就労意欲のある障がいのある人に対して、関係機関と連携し、就労に向け支援するとともに就労後の定着支援を行う。 【現行】 勤労意欲のある障がい者に対して、関係機関と連携し、就労に向け支援するとともに就労後の定着支援を行う。	障がい福祉課
117	110	障がい者相談支援事業	障がいのある人が地域で安心して生活し、適切なサービスを利用できるよう専門職を配置し相談に応じる。 【現行】 障がい者が地域で安心して生活し、適切なサービスを利用できるよう専門職を配置し相談に応じる。	障がい福祉課
118	92	特別支援教育就学奨励事業	【位置付け変更】 ※1-②子育て家庭への経済的支援から移動特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、家庭の経済状況に応じて、学用品費、修学旅行費及び学校給食費等の教育に要する経費の一部を援助する。 【現行】 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、家庭の経済状況に応じて、学用品費、修学旅行費及び学校給食費等の教育に要する経費の一部を援助する。	学校教育課
—	111	障害福祉サービス提供体制の整備充実	【削除提案】No.111 障がい福祉サービス等の充実とNo.115 権利擁護の推進に内容を包含したため。 【現行】 相談支援の充実、障害者虐待防止や成年後見制度利用支援事業等の権利擁護を推進するとともに障がい福祉施設の整備を促進し、サービスの提供体制の充実を図る。	障がい福祉課